

平成27年第4回せたな町議会定例会 第1号

平成27年12月10日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算（第9号）
- 7 議案第 2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第 3号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 4号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 5号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第 7号 平成27年度せたな町病院事業会計補正予算（第3号）
- 13 議案第 8号 せたな町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 14 議案第 9号 せたな町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第10号 せたな町児童館条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第11号 せたな町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 17 請願第 1号 TPP交渉大筋合意に対する請願書について
- 18 意見書案第1号 TPP協定交渉の大筋合意に対する意見書について
- 19 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
- 20 発議第 2号 議員の派遣について
（第1号の追加1）
 - 1 諸般の報告
 - 2 議案第12号 平成27年度せたな町一般会計補正予算（第10号）

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 3番 江上恭司君 | 4番 本多浩君 |
| 5番 石原広務君 | 6番 梶田道廣君 |
| 7番 大湯圓郷君 | 8番 真柄克紀君 |
| 9番 平澤等君 | 10番 大野一男君 |

11番 熊野主税君

12番 菅原義幸君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋	貞光	君
教育委員会委員長		田井	重久	君
農業委員会会長		原田	喜博	君
選挙管理委員会委員長		大坪	観誠	君
代表監査委員		残間		正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野	利廣	君
総務課長	西村	晋悟	君
財政課長	佐々木	正則	君
税務課長	横川		忍君
町民児童課長	吉崎	照人	君
保健福祉課長	丹羽		優君
産業振興課長	鎌田	勝幸	君
建設水道課長	原		進君
出納室長	関	功悦	君
国保病院事務局長	小林	安晴	君
総務課まちづくり推進室長	黒澤	智彦	君
産業振興課参事	松村		悟君
総務課長補佐	高橋		純君
財政課長補佐	神田		昌君
町民児童課長補佐	佐々木	真由美	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二	君
保健福祉課長補佐	西田	良子	君
保健福祉課長補佐	元島	敬二	君
産業振興課長補佐	佐藤	英美	君
建設水道課長補佐	松本	健裕	君
建設水道課長補佐	平田	大輔	君
税務課主幹	佐々木	正人	君
町民児童課主幹	濱登	幸恵	君

保健福祉課主幹	上野宏行君
地域包括支援センター所長	長内京君
産業振興課主幹	三浦剛大君
産業振興課主幹	河原泰平君
産業振興課主幹	阪井世紀君
農業センター副所長	沼口英樹君
建設水道課主幹	久津間智君
建設水道課主幹	上田一男君
国保病院事務局次長	中川讓君
国保病院事務局主幹	伊勢千佳子君
財政係長	吉田有哉君
課税係長	小林和仁君
徴収係長	伊瀬亮君
国保医療係長	中山康春君
介護保険係長	竹内亜希子君
農業振興係長	長内解人君
水産振興係長	手塚清人君
林業振興係長	池田裕之君

《大成総合支所》

総合支所長	堂端重雄君
産業建設課長	佐野英也君
地域町民課長補佐	萩原勝幸君
産業建設課長補佐	杉村彰君
大成水産種苗育成センター場長	沖崎孝純君
国保病院大成診療所事務長	古守幸治君
地域町民課主幹	浜高正明君
大成水産種苗育成センター主幹	栄田武志君
環境生活係長	藤谷知昭君
福祉係長	谷川一志君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	篠塚三喜郎君
産業建設課長	福士裕継君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野宏行君
地域町民課長補佐	濱口喜秋君
地域町民課長補佐	木村忠義君
国保病院瀬棚診療所事務長	古畑英規君
養護老人ホーム三杉荘次長	平賀英治君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田 円 裕	君
教育委員会事務局長	高 田 威	君
教育委員会事務局次長	上 野 朋 広	君
瀬 棚 教 育 事 務 所 長	三 浦 孝 史	君
給食センター副所長	早 川 克 紀	君
教育委員会事務局主幹	増 田 和 彦	君
教育委員会事務局主幹	黒 澤 美 知 子	君
北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌 田 郁 美	君
大成教育事務所主幹	杉 村 輝 明	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	小 板 橋 司	君
---------	---------	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西 村 晋 悟	君
書 記 次 長	高 橋 純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	横 川 洋 二	君
事 務 局 次 長	丹 羽 小 百 合	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	横 川 洋 二	君
事 務 局 次 長	丹 羽 小 百 合	君
事 務 局 書 記	松 林 功	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、平成27年第4回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において3番、江上恭司議員、4番、本多 浩議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 行政報告3点ございます。申し上げます。平成27年度中間期における農業並びに漁業情勢についてご報告申し上げます。

初めに農業ですが、全道的に春先から好天に恵まれ、各作物において生育は、概ね順調に推移したところであります。基幹作物の水稻については、北海道農政事務所が発表した10月15日現在

の北海道の10アール当たりの予想収穫量は559キロ、作況指数は104のやや良となっております。本町を含めた檜山管内では10アール当たりの収量が、昨年の同時期に比べ27キロ少ない504キロ、作況指数は昨年と比べ5ポイント減の101の平年並みの作柄になりましたが、昨年と比較して、未熟粒米などの品質低下が大変少ない状況となっております。

畑作物や豆、野菜類などの生育は順調に推移し、販売単価も好調であると聞いております。

飼料作物である牧草につきましては、生育、農作業とも順調に進み、サイレージ用トウモロコシにつきましては、平年並みに生育し、登熟も順調に進み、収穫作業は平年並みに進みました。こうした中、現時点の生乳生産については、昨年並みの生産を確保しており、特に肉牛の販売については、価格が高く堅調に推移しております。

次に、漁業情勢ですが、本年4月から11月における漁業生産は、水揚げ量1,503トン、金額8億9,100万円余りとなり、前年同期と比べ漁獲量で前年比853トン、金額では1億3,300万円ほど減少をしております。

主な要因としては、主要魚種であるスルメイカについて、久遠沖で漁場が形成されなかったことから、大幅な漁獲減少となったことや、ヒラメやタコなどの漁獲減もあり、昨年度を下回っている状況にあります。秋サケ漁については4年振りに水揚げが1億円を超えるなど、順調に推移していた中、更なる漁獲の伸びに期待をしておりましたが、10月初旬の低気圧により、定置網が被害を受け、休漁を余儀なくされた箇所も出るなど、その後の漁獲に影響を受けました。

ウニやナマコ、アワビなど前浜漁業については、魚価の高騰や漁獲の増加により、併せて1億1,000万円程の増となっており、これらは漁業収入の基礎となる重要な資源であることから、より安定したものになるよう、平成28年度へ向け各種事業や種苗センターを活用した支援を検討しているところです。冬場の日本海は時化も多くなるなど厳しい操業条件下ではありますが、今後の漁獲の伸びに期待をしているところです。なお関係資料を配付させていただきましたのでご参照願います。

つぎの2の工事発注状況、3の町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございます。説明を省かせていただきます。

以上、行政報告でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5 一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順により発言を許します。

6番 梶田道廣議員。

○6番（梶田道廣君） 議長のお許しをいただきましたので先に提出してありますことについて質問をさせていただきます。

いよいよ来年3月に新幹線が北海道にやってくるようになっております。また先日のテレビでも

報道されておりましたけれども、来年より中国から函館空港にチャーター便が就航するなど、まさに北海道は一大観光地として新たな時代を迎えようとしており、このことは新聞、テレビなどでも日々取り上げられ、近隣町村はじめ多くの自治体が、この機会をどのように生かし、我がまちの活性化につなげるべきか、創意工夫、努力をされているようでございます。その中で、このせたな町でも渡島檜山、後志の各町と協議会を設立したり、檜山全体での広域連携事業に参加するなど、観光客誘致に向けた取り組みをされていることは非常に有意義であり、今後の地域産業を育てる上でも極めて重要だと思っております。先日の新聞や旅行者の資料などを見ますと、最近では家族や個人で車を利用して旅行するというのが主流になりつつあるとのことでした。現にことし4月から9月までに函館までのフェリーを使って、北海道に観光に来られた方は、利用者全体の50%にもなります。先に首都圏からの旅行者も7月から9月までの期間を見ましても、約30%に上っているということでございます。確かにここ数年、道外ナンバーの車を多く見かけるようになり、特にことしは、関西以西の車も多く見られるようになりました。こうした現状を考えると、車を利用した個人や家族の旅行者を単なる通過型ではなく、滞在型としていかに呼び込むべきかが、今後の大きな鍵になるのではないかと思います。そこで現在ある温泉ホテルやあわび山荘を積極的に活用し、泊まって楽しめる観光スポットが数多くあることをパンフレットやポスターを使って駅やレンタカーの営業所などに配布することや、町内各店舗で使えるクーポン付のパンフレットを作るなど、私たちが気が付かない、せたなの魅力を旅行者に発見してもらう企画を考えて、更には町内観光をすることで貰える宿泊割引券を作るといった斬新的かつ積極的な考えを、せたな町独自でもよいし、檜山全体で考えてもよいのではと思いますので、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは梶田議員のご質問についてお答えいたします。

平成28年3月26日に北海道新幹線の新青森、新函館北斗間が開業されます。北海道新幹線の開業により、首都圏や北関東、そして北海道とつながりの深い東北との交流が様々な分野で飛躍的に拡大するものと考えております。北海道とりわけ道南地域の各市町村においては、カウントダウンイベントなど官民の連携、協働による取り組みが熱を帯びております。ご質問の通過型観光から滞在型観光への取り組みについてでございますが、観光ポスターは毎年作成し地下鉄やJRバスへ掲示しており、観光パンフレットにつきましても、ポケットサイズ型観光ガイドブックなどを観光協会で作成しており、また道南全市町村が参加しています、みなみ北海道観光推進協議会では、毎年パンフレットを作成しスタンプラリーなどを実施しておりますが、新幹線開業に向けた広域観光パンフレットの作成も進められております。これらのパンフレットは駅や空港、宿泊施設、道の駅などに置かれているほか、要請のあった町外の施設やイベントなどでも配布しており、今後も新幹線開業で利用客の増加が見込まれる駅など、主要施設への配布を増やしていきたいと考えています。

ご質問のクーポン付ガイドブックにつきましては、八雲、長万部、今金、せたなの北渡島檜山4町地域連携推進協議会により、町内協力店舗で使えるクーポン付ガイドブック作成しており、新幹線開業に向けた誘客キャンペーンの準備を進めております。また宿泊割引券につきましては、檜山振興局新幹線観光対策室の平成28年度新規事業として、レンタカー旅行者向けの宿泊代割引キャンペーンの実施を予定しております。いずれにいたしましても、これらの事業を進めていく為には

観光協会の役割が非常に大きく、まちづくりと観光地づくりの連携と地域観光の中心になる存在として、観光協会の体制強化を期待しております。

北海道新幹線の開業により、道外との交流人口は間違いなく増え、大きなビジネスチャンスとなります。これらの事業を取り進めながら、今後も引き続き道南、檜山管内そしてせたな町の魅力ある情報を発信し、食と自然そして文化を生かした観光地づくりを推進しながら、新たな活性化を図っていききたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 榊田議員。

○6番（榊田道廣君） 今町長がおっしゃった八雲、檜山そういう企画があることはよく存じておりますし、そういうクーポン券付のものもあることもよく知っております。26年度になりますけれども、北海道にあるフェリーターミナル苫小牧、小樽、函館を通しまして、前年度が約43万台の自家用車、トラック等を除いた車が北海道に来られているようでございます。その中で約50%の方が観光客である。そしてまた函館までフェリーで来られたそういう車が約12万台、その中の約半分以上が観光目的である。確かに新幹線という一つの大きな移動手段がありますけれども、どんだんどんこれからの観光が以前と違ってバス云々を利用するものではなくて、個人で自分の行きたいところを目指して、ピンポイントで観光されるものじゃないかと思えます。そういう意味で北部渡島檜山でされるクーポン付のそういうこと。また檜山振興局で企画しておりますレンタカーで観光者への還元キャンペーンですか。こういうものを取り上げてるようですけども、お聞きしますと振興局では、2割から3割程度の事業者もしくは自治体の負担を持ってそういう宿泊施設への補助、援助を企画してやっていきたいという話でございました。つまり企画を作るのは檜山振興局で作りますけれども、その中身については各自自治体そして各企業でお考えくださいということでもございましたけれども、これからのそういう観光、滞在型を考えたときに、その事業者、例えば温泉ホテルでも結構なんですけれども、そういうところで例えば2割、3割の割引クーポン券を出したということになりますと、やはりそれなりの収益が見込めるんでしょうけれども、それがやはり負担というものが大きくなるのではないかと思います。その中で、例え2割、3割の中の半分程度であったとしても、町から補助というか、そういう支援というものをできないものかと思うところなんです。そしてこのことを申し上げますと、指定管理云々をしておりますという話になりかねない部分が出てくるんですけども、そうではなくて、これからのせたな町の観光を考えたときに、このまちのいろいろな業者、そういう事業者を育てるという意味からしても積極的な援助、補助を考えてみていただきたいと思うところでございます。そのところもう一度町長にお伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 榊田議員の2回目の質問にお答えをいたします。宿泊割引券あるいはクーポン付のガイドブックでの予算の関係でございますが、これは、いろいろこれから詰めなければならない部分が多々あると思っております。いずれにしても、現在、この北海道に入ってくる観光客につきましては、フェリーはもちろんでありますが、鉄道あるいは飛行機ということで、全体としては26年度の状況では5,377万人が北海道に来ていただいている。そのうち道内客が4,654万、道外からは569万となっております。またせたな町では、全体で22万2,300人

となっておりますが、道内客が20万5,900人、それから道外が1万6,400人ということで、いずれも道内の観光客が非常に多いという状況でございます。したがって、観光客をいかに、せたな町に留まっていたかということにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、さまざまな箇所にパンフレットあるいはポスター、更にはクーポン付のガイドブックあるいは宿泊割引券などのこうした対策をしっかりと打って呼び込むことになると思います。それらに対する費用につきましても、これはしっかりとまちが応援しなければならないものと思っておりますが、やはり何と言ってもそうした通過をされる観光客を、いかに大勢の皆さんが檜山地域に来ていただけるか、あるいは、せたな町に来ていただけるかという努力は私たち一生懸命させていただきますが、それがこのホテルであるとか、旅館であるとか、民宿に滞在していただけるかということにつきましては、これはそれぞれの施設の営業努力も十分しっかりとやっていたかなければ、これは叶わないと思っておりますので、お互い観光協会ももちろんそうでありますが、まちそしてそうした施設、力を合わせてしっかりと対応をしてみたい。そういう仕組みを作りたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 町長からポスターというお話がございました。すごくポスターは重要なものであり、毎年せたな町のポスターはテレビでも取り上げられるほど有名なものでありますけれども、このポスター個人的にいつも思っているんですけども、オールせたなというよりも瀬棚というイメージがちょっと強いかなと思いますので、そういう部分もやはりオールせたなという形でこれから取り組んでいただいて、今まで以上に多くの観光施設、レンタカー、駅、その他、道外の各主要な駅等も含めまして、もしも配布等していただけるものであれば、そういう部分を最大限活用していただければと思います。また確かに、せたなだけを目的として観光に来てくださいという話には当然ならないわけですから、檜山、渡島それぞれが連携してつながった観光スポットというか、観光ルートというか、そういうものを構築していただくような政策を進めていただきたいというのがもう一点と、それから振興局が考えているこのプランにつきましても、また八雲、長万部、今金、せたなでします先ほど町長おっしゃった事業にいたしましても、どちらかという短期的な部分が多いように思うんです。2年とか3年とかという部分で企画をしているというのが多いような気がするんですけども、そうではなくてやはり息の長い継続性のあるそういう支援というか、そういう事業を進めていただきたいと思うんですけども、最後の質問としてお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。なかなか、せたな町だけで大勢の観光客を呼び込むことにはならないと思います。そこで議員おっしゃいました地域の連携、檜山地域であるとか、北渡島檜山のしっかりとした連携が必要と今考えているところでございまして、その作業を新幹線開業に合わせて取り組んでいるところであります。今回間違いなく新幹線開業後は観光客の増加が見込まれると。最大1日9,000名の方が新函館北斗に降りてくると予想されておりますので、檜山地域にも相当のお客さんが来るであろうと思っております。それをいかにせたな町に滞在をしていただけるかということが大事なポイントとなります。今回、こうしたせつかくのチャンスをきたひやまのホテルあるいは山荘といった指定管理をしていただいているホテルの自立化にもつなげ

ていきたいと考えておりました、ここは一つまちも観光協会もそうした恩恵を受ける宿泊施設あるいは飲食、商店といったものが、しっかりと連携をしながらやっていかなければならない。特にこの観光協会、そうした関係の皆さん方が作っている観光協会に、やはり全員が結集をして自ら何度も議論を重ねて自主的に行動するという点についても私たちとしては、大いに期待をしているところでございます。そのための支援をしっかりとさせていただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 10番、大野議員。

○10番（大野一男君） ただ今議長より発言の許可がありましたので、通告しております質問について町長に伺いたいと思います。

再生可能エネルギーへの取り組みについて、北海道は、道内における太陽光、風力、バイオマス、地熱、中小水力、雪氷冷熱、地中熱など再生可能エネルギーのポテンシャル、いわゆる潜在能力は極めて高いとして、各地域、自治体でのその導入促進に向けた動きに呼応し、さまざまな施策と支援策を講じております。また平成24年7月からの再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFIT、フィットの開発を契機に再生可能エネルギー設備の導入を押し上げる効果をもたらすなど、さまざまな取り組みを助長しエネルギー供給の仕組みは大きく変わろうとしております。せたな町においては、平成16年日本で初めての、せたな町洋上風力発電所風海鳥2基の運行が開始され事業に着手いたしました。そのことが呼び水となって、その後、民間事業者による参入があり現在、瀬棚区に風力発電6基が稼働しております。更に来年度、瀬棚区大里地区周辺に民間事業者による16基の増設も予定されており、一大風力発電の基地を形成しようとしております。また当町は、酪農畜産が盛んでありまして、その家畜排せつ物、糞尿などを活用したバイオガス事業や間伐材などの利用による木質バイオマス事業など、その事業化の可能性は高く豊かな資源が現在をしております。地方創生が叫ばれる今日、せたな町において風力発電への取り組みを核として、家畜糞尿などを活用したバイオガス事業、間伐材などを利用した木質バイオマス事業の事業化に向けて調査研究に積極的に取り組み、再生可能エネルギー導入促進をまちおこし振興策の起爆剤ととらえ、当町の活性化につなげていくべきではないかと考えます。

町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光） 大野議員のご質問についてお答えいたします。

再生可能エネルギーの導入については、平成24年7月から始まりました固定価格買取制度の導入により、投資回収の見込みが安定化したことで企業の参入が相次いでいます。せたな町におきましても、平成16年の洋上風力発電2基、1,200キロワットや、平成17年の民間事業者による風力発電6基、12,000キロワット、今年秋からは民間事業者による太陽光発電5基、1,250キロワットなどが稼働しています。現在、せたな町では道のモデル事業により間伐材などを利用した木質バイオマスの調査を行っております。また今年10月31日と11月1日には、せたなクリーンエネルギー研究会が主催しました自然エネルギーセミナーにより、バイオマスの活用や地熱、温泉資源、雪氷冷熱利用の可能性など現地見学会を含めた研究会も開催されております。

ご質問のバイオマス事業ですが、旧瀬棚町でのバイオマスタウン構想や現在調査を行っております木質バイオマスにつきましては、輸送コストや搬出コストが割高となり、採算性が得られず、事業

としては大変難しい状況であります。このようなことから道内の酪農地帯においても、家畜糞尿を利用したバイオガスやバイオマス発電については、普及していないのが実態となっております。まちにおきましても現在、民間事業者による有効な風力資源を活用した発電計画が進められており、地域経済や町財政に与える影響が大きいことから、まちは可能な範囲で支援をしておりますが、バイオマスなど再生可能エネルギーの調査研究についても、国のエネルギー政策を見ながら取り進めていきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再質問させていただきます。ただ今町長から再生可能エネルギーの今日の状況、それからせたな町の実態等についていろいろお話をいただきました。私は今、日本も世界も再生可能エネルギーの必要性というのは、極めて高いと思います。その大きな要因は平成23年3月11日、いわゆる東日本大震災によって福島原子力発電所が壊滅的な影響を受けた。これによって、原子力によって得られた電気エネルギーというものが、今ほとんど稼働していないということで、これはクリーンエネルギーの方面からいくと望まれている姿ですが、現在としても稼働していないということで、この電力をどこで補うかということが一つです。それから今COP21がパリで開かれてますが、いわゆる地球温暖化の問題でCO2を削減しなければならない。いわゆる二酸化炭素やメタン、温室効果ガスの排出量削減が国際的な努力目標として取り組まなければならない。いわゆる低炭素社会の構築が望まれている。こういった概念を考えますと、その代替エネルギーとして、この再生可能エネルギーというのは、ますます需要が求められてくる。そして、それを供給する仕組みというものもいろいろな方策を作ってやっていくというのが、これからの世界の流れでもありますし、日本の流れでもあると思います。それから私も何度か再生可能エネルギーに興味がありまして、セミナー等にも出席をさせていただきました。そのセミナーの中で、ビックリしたというか、関心があったのは講演をいただいた方々が、経済産業省のエネルギー対策室課長であったり、あるいは環境省の総合観光政策局、環境計画課の課長、それから農林水産省北海道農政事務所の経営事業支援の課長からそれぞれ講演をいただきました。何を言いたいかといえば、国を挙げてこういう各省庁にまたがって、この再生可能エネルギーの導入ということについていろいろ政策を持っているということを改めて感じました。経済産業省、環境省、農林水産省、それぞれの分野でさまざまな施策を持ちながら、こういった再生可能エネルギー取り組む自治体や地域について応援していこうと。そういう施策をさまざま展開してるという実態があるわけです。町長も最後の括りの中で、国の施策を見ながら当町もそのことについて考えていきたいということですが、そうであれば尚更こういった実態をよく検証されて、どういったことで、我がまちがそういう取り組みに進めていけるかということも含めて、ぜひ調査研究をしていただきたい。

最後に、この講演で北海道経済部産業振興局、ここに環境エネルギー室というのがあるんです。その主幹の方も、北海道は非常にいわゆる潜在能力、ポテンシャルが高い。北海道においても、ぜひ北海道の一大産業としてこの再生可能エネルギーの構築に向けてさまざまな施策を展開していきたいというお話もされておりました。現実に北海道では、今町長はバイオマスガスについては否定的なお話でしたが、いろいろな仕組みを作って、その地域の一村一エネルギーですか、それから地産地消エネルギーという概念のもとに事業を起こして進めようとしている自治体もあるわけで

す。そういったことを見ますと、私たちせたな町には十分そういうことを掲げていく、いわゆる洋上風力発電を一つの大きなシンボリックなものもありますので、そういうことを呼び水にして、いろいろな仕組みを作っていただきたいと思います。

これから次は私の一つの提案ですが、この講演会なんかを聞いてきますと、いわゆるマイクログリッド、いわゆる分散型電源といまして、その地域で風力発電であるとか、あるいはバイオマス発電であるとか、そういったエネルギーのネットワークを地域に構築して、安定した電力を供給するシステムを確立して、その町内、地域において、例えば、ハウス栽培の電力、牛舎の照明、給湯、搾乳の電力、あるいは公共施設の電力などに利用する。こういうたくさんの電力を分散して持つことによって、その電気を集約して、まちの資源にしていくという政策も行われています。よく例題に上げられるのが下川町などがその例題にして挙げられるわけですが、下川町では小規模分散型再生可能エネルギー供給システムの整備を図っておりまして、全体として9の公共施設で、このエネルギーを活用している。公共施設の熱供給の60%、それからまち全体のエネルギーの40%が、いわゆる小型分散型の再生エネルギーによって満たされている実績報告もありまして、これによって年間燃料費が節減された。報告によると約1,600万ほど節減が図られたということで、この財源を子育て支援等に回して地域の経済の潤滑を図っている。こういう例題もあります。ぜひ町長そういう他の例も見習って我が町もせっかく、先ほど町長はバイオマスタウン構想の話もされましたけれども、そういう経緯、経過もあるわけですから、しっかりと前向きに取り組むという姿勢で臨んでいただきたいと思います。再度答弁を願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。大野議員随分勉強されているという認識を受けました。実は私も10月に風サミット、山形県に出向いて自然再生可能エネルギーについて勉強させていただいたところでございます。せたな町ご案内のように先ほどの話にもありましたが、非常に風力資源としては、日本でも大変有望な地域と言われておりまして、事実、まちの洋上風車もございまして、民間の1万2,000キロの風力発電もございまして。民間の風力発電につきましても、この設備利用率が常時35を超えているというような状況でございまして、これは日本でもそうないということから大変有望な地域と感じております。そこで風力発電事業の発電事業者の誘致ということを積極的に行っておりまして、今5万キロの計画が進んでいるというところがございますし、またほかの発電事業者におきましては10万キロ、12万キロの調査が進んでいるというところでございます。しかし、残念なことに近くに接続する系統がないということから、自前で業者につきましても、函館幹線18万キロに接続をするという大変なコストをかけて事業を展開することになっておりますが、こうしたことから、まちとして新たに再生可能エネルギーに取り組むときに連係系統、接続が大変問題になると感じております。したがって、まずこれを連係が可能なような送電線を引いていただくことが重要になるものと思います。それで議員おっしゃいました風力以外のバイオマス、あるいは畜産のバイオガスあるいは木質のバイオマスにつきましても、現在私たちもいろいろ検討をしておりますが、現在のところ非常に高くつくことになっております。これは風力あるいは太陽光も同じでございまして、皆さんご承知のことと思いますが、現在私たちが使用しております電力料金につきましても、現在、1.58円、これ自然エネルギーの部分とし

て、実は再生エネルギーの賦課金ということで電力料金に上乘せをしていただいている。いってみれば、国民の皆さんが、再生エネルギー分として電気料分として高く買っておられるということになります。議員おっしゃいましたように再生エネルギーの必要性につきましては、CO₂の削減、地球温暖化防止という観点から、これは進めていかなければならないと感じておりますが、それを進めるに当たっては電力料金が高くなるということになりますので、これは国民的な合意を得る必要があると。高くてもCO₂削減を進めていく。あるいは地球温暖化防止を進めていくという全体の理解がなければなかなか大きな割合に拡大をしていくことについては、難しいものと考えております。また下川町での先進事例などについても、ご紹介がございましたが、私たちとしても現在、畜産のバイオガス、それから木質のバイオマスにつきましても、いずれもなかなか採算性に乗らないというような状況がございます。したがって、これに乗るようになるためには、やはりまだまだ研究開発が必要になるということ。あるいはそれに加えて、国のしっかりとした政策的なサポートが必要であるということなども考えなければなりませんので、これは今後の推移等をしっかり注視をして、引き続き調査研究をしていくということになるのではないかと思います。けして否定すると、こうした再生可能エネルギーを否定するものではございません。私たちとしては、ぜひさまざまな状況を考えるときに、これは進めていかなければならない事業と考えております。

以上でご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再々質問させていただきます。町長その否定的でもなく、肯定的ではなく、時の流れに身を任せて、このことを考えたような発言ですが、私が言ってるのは極めてその受け身ではなくて、自分たちのまちの政策として、事業として積極的にその可能性について調査研究をすることはしないんですかという入り口論です。その結果、今言ったような事業性が厳しいとか、さまざまな要件で難しいというのであれば、そこは説明をしていただいて、いわゆる経済の話ですから採算性の話ですから、それはある程度折り合いのつく場所があるのかと思いますが、最初から、どうも様子を見ますという話では、ちょっと私としては納得のいかない部分が多々あります。COPの話がちょっと出ましたが、これ道新の社説です。日本が提出済みの温室効果ガス削減目標は、30年までに13年比で26%削減することになっている。省エネと再生エネルギーの導入を大胆に進め、さらなる削減を目指すべきだ。こういう社説もあります。ですから、どこかで、誰かが、このことを事業化をしてやるということは求められていると思うんです。国がやるのは確かです。しかしそれはどこかでやっていただきたいということです。どこかで誰かの、どこかが、せたな町であって、誰かが我々であるというところに、ぜひその意を配って考えていただきたいと思います。それから先ほど、木質バイオマスは厳しいんだというお話がありました。実は今せたな町では、産業振興課で、間伐材による木質バイオマス等の利用等について調査をしています。今年が最終年ということで報告書が出てくるだろうと思います。26年度の決算委員会でもその話が出ましたが、極めて状況は厳しいと。採算性が難しいというお話も聞きました。27年については、木質バイオマスエネルギーを設置するということを掲げて、その可能性についても調査研究しますということですから、それはやがて成果品が出てきて、これこれこういう理由だとなるんだろうと思います。そういうことも、先ほど北海道の指定でやってるんだ。モデルプランでやっているという話もあり

ますが、そうであれば尚更、我が町独自の視点を持ってもっと積極的にこの事業がなんとかなるか、ならないかということを進めていただきたいものだと思います。私このことを調べるにあたっていろいろなところいろいろなお話を聞きに行きまして。その前にもう1点、もう1回違う講演に行ったときに、北海道の山谷副知事が挨拶をされておられました。その中で大変興味のある挨拶をされておりました。北海道としては、水素ガス社会の構築に向けて力を入れていきたいと。今後、クリーンエネルギーの形の中で、これを水素ガスというものは注目されるものだと。よって北海道としてもその事業化に向けて積極的に取り組んでいきたい。そんな挨拶をされておられました。この水素ガスというのは、お聞きしますと電気を使って水を分解して水素ガスを取る。単純に言えばそういう話だと思うんです。中学校の理科の化学の時にH₂Oを習ったと思うんですが、Hは水素です。Oは酸素ですから、これを分解して水素を取る。そしてその水素ガスを利用して新たなエネルギーを生み出していく。私たちのまちにはまさしく風力によって電力を得る機会がある。水はたくさんあります。これをうまく融合すれば、この事業化は進めていくと。単純な発想ですけども、ぜひその辺も検討材料にさせていただきたいと思います。例題を申し上げますと、新エネルギー水素に関する実証事業として、北海道では、鹿追町が5年間の予定で家畜糞尿からのバイオマスを元に水素を製造し、牛舎などの照明や暖房に利用するといった事業計画、それから近々に決まったようですが釧路市と白糠町において5年間の事業で、これは小水力発電を用いて水素を製造し、酪農施設や燃料電池等に供給し、照明や給湯に利用する計画がある。こういう具体的な実証例もあります。ですから、我がまちも早く手を挙げてそういう方向性をきちんと出すことによって北海道、国からのさまざまな問いかけ、あるいはオファーもあるんでないかと思しますので、ぜひ町長その辺も勘案して考えていただきたい。最後になりますが、先ほどバイオマスタウン構想というのを町長お話しされました。いろいろ担当の方にお聞きしたら、ここに資料があります。2005年、平成17年2月、いわゆる合併した年が9月ですから、まさしく合併のさなか、協議されてるさなかの2005年、平成17年2月10日にこのバイオマスタウン構想というものを公表した第1回目の市町村の中に北海道、漢字の瀬棚町が載っておりました。ですからその当時、旧瀬棚町では、そういった構想もしっかり立ち上げて、私たちのまちの事業化に向けて進んでいこうという動きがあったんだというのが読み取れるわけですが、しかしこれは合併という大変な事業の中でストップしてるということになるんだろうと思うんです。町長、私たちのまちは今年でちょうど合併10年を迎えました。10年目、最初の用意ドンは財政再建という大変大きな課題を背負って、そのことに町長はじめ町民の皆さんに理解をいただいて非常事態宣言を解除するところまで、財政はよくなったと思います。今後この10年を迎えて以後10年の大きなまちの施策として、やはりまち独自のさまざまな事業を起こして、町民の皆さんと一緒にせたな町というものをしっかり作っていく政策の展開も必要だろうと思うんです。旧瀬棚町が描いたバイオマスタウン構想、そしてお聞きしますと旧北檜山でも、あそこにありますハチの巣、風車ですか。それが象徴するように当時、議会議員だった高橋議員ときょう同僚でいます真柄議員等がそのことに奔走したというお話もお聞きしました。北檜山区でもやはりそういう構想があったんだというのを改めてお聞かせいただきました。ぜひそういういろいろな歴史、過去の背景をしっかり受けとめて新町としてこの事業に向けて取り組んでいただきたいと思います。町長の意のあるところの答弁を期待して、質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず事業化です。畜産バイオガスあるいは木質バイオマスの事業化について、現在のところ大変難しいというお話をさせていただきました。なぜ難しいのかということでございますが、太陽光あるいは風力と違いまして原料を、燃料と言いますか、が非常に大きなコストの中にウェートが占められる。もちろん木質バイオマスですと、当然山から木を切って運んでこなければならぬということから、現在のところ約70%、コストの70%に原料費が掛る状況になっております。畜産バイオマスも同じでございます、農家から1カ所に集めるとことになりますと、非常に運賃コストが掛ってくる。そしてまた消化液、使ったあとの消化液、これをまた畜産農家の草地に戻さなければならない。この経費も掛かるというようなことからなかなか難しいと言われております。それに比べて太陽光、風力発電につきましてはコストが、そういう燃料のコストが掛らないという、光もタダですし、風もタダということからコストが随分違うということをご理解いただけるものと思います。まちといたしましても畜産農家、あるいは町内の事業者が新たな収入源としてしっかり確保できるということであれば、これは産業振興の観点からも大いに普及を図るということは当然考えなければなりません、原状そういう状況ということでございます。議員おっしゃいましたように、今いろいろな地域で取り組んでおりますのは、これはすべて試験的な、期間を区切っての試験的な取り組みということでございます。これについては、これからもいろいろ研究を進めて、事業化に向けた取り組みをするんだという、これは国の強い意思がございますので、引き続きこうした研究は進められていくものと。水素ガスの話も出しましたが、それも含めて研究が進められていくと思っております。そこで試験的な取り組みを、まちに誘致できなかつということも多分出てくるんだと思っております。そうした部分におきましては、いろいろ採択に関する要件というのはあると思っておりますので、それらも十分勉強させていただいて、試験的な取り組みが、せたま町でも行なっていたかどうかについても少し研究をさせていただきたいと思っております。旧瀬棚町のバイオマスタウンの話もございましたが、そういったことで、いまだに採算性、事業化が一般的に普及できていない状況からしますと、これを性急に進めるということにはなかなかならないと感じております。ただ先ほど申し上げましたように、そうした国の支援による試験的な研究に対する取り組みについては、私たちもチャンスがあればしっかり受けられるような、そういった準備もさせていただきたいと思っておりますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 開会から1時間が経ちました。10分間休憩します。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番、大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） ただ今議長より発言のお許しをいただきましたので、町長に2問のうち1

問目の質問をさせていただきます。

質問する前に、せたな町丹羽の最後の産婆さんでございました神まきさんが12月7日、凶らずも97歳でお亡くなりになりました。77歳まで現役で私たちの子供や孫たちを見てくれた、大変町のために頑張っていたいただいたお母さん、本当に長い間ご苦労さまでございました。ここでご冥福をお祈りさせていただきます。

さてその新生児への出生祝い金について町長にお尋ねいたします。せたな町の平成26年度に生まれた子供は34人、ことしについても11月末で20人と出生が留まっているようです。今後も人口減が続くと予想される中で、出生率の減少はせたな町において憂慮すべき事態です。せたな町で子どもを産み育てる家庭を支援するという観点からも、新生児への出生祝い金はぜひ継続していただきたいと思いますが、お祝い金の金額について、第何子に関係なく一律3万円であるという点を、今後、変更するお考えはありますか。

町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯議員の質問にお答えをいたします。

平成17年9月の新町誕生時から、せたな町における人口の増加を奨励し、児童の健全育成及び家庭生活の安定に資することを目的に生まれた子に対して、出生祝い金3万円を支給しているところでございます。私としては、これまで安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援の充実を掲げ、平成26年度からは3歳児以上の保育料を最高でも月額8,000円にするなど国の基準よりも大幅に低く設定し、幼稚園やへき地保育所の保育料についても月額5,500円に引下げをしました。また、今年度からは学校給食費の負担軽減策として、小中学校に在学する児童生徒が複数いる場合に、給食費を第2子目は半額、第3子目以降は無料としているところです。

乳幼児医療費については、北海道の助成制度を大幅に拡大した負担軽減を行ってきており、平成26年からは中学校3年生までの通院、高校3年生までの入院について自己負担をなしに、さらに来年4月からは高校3年生までの通院、入院医療費の無料化を考えているところです。

一方、国の制度ではありますが、児童手当として中学校3年生までの子どもに月額10,000円を、3歳未満の幼児と3歳以上小学校6年生までの第3子には、5,000円を付加して月額15,000円を支給しているところであります。このような施策が実施されておりますことから、出生祝い金につきましては、今までどおり、生まれた子1人につき3万円を支給することとし、本年3月に策定した、せたな町子ども・子育て支援事業計画に基づいて、保護者が安心して子どもを産み育てることができ、働きやすい環境づくりを図って参りたいと考えておりますことで、ご理解をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 町長の今の答弁は、皆さん生まれたあとの答弁で、大きくなるまでの高校終わるまでの国の政策あるいは町の政策、しかしながら私たちは若い夫婦のための新生児への対応といたしますか、ちょっと怠っていたのかと。子供を産むということは一大事業であります。簡単なことを言いますと、結婚なされた方が2人以上作ることは大変なことであります。費用も肉体的にも精神的にもいろいろ大変ですけれども、私ももう少し早く気がついておくべきだと思っております。

した。私たちの年代では、おしめも何でも使い捨てはしないで使いまわしでございました。最近の乳幼児を育てる場合には、使い捨ての紙おむつ等でございます。そういうことに至っては、町長はまたいろいろな施策でお金も大変掛っている時期なのは、私もわかっております。企業への生き残りのために補助金を出しておりますし、商工業者にも出しております。先ほどおっしゃいました保育料、それから幼児園料等もいろいろありますけれども、これは人を増やすための政策ではなくて、生まれたあとの施策でございます。生まれる前にこのくらいの応援してやれるのかな、やったほうがいいのではないのかということで私提案しております。生まれる前に3人目、2人目、初めてというときに、やっぱり、まちはこういう政策をしてくれたんだ。生まれてみたらよかったということで、ここで私ひとつ提案しておきたいと思います。1人目10万円、2人目20万円、3人目50万円、4人目100万円と、そのくらいの馬力で子供を産んでくれ、まちなほうから産んでくれということが、IターンやUターンよりもなんとか元気になるまちなほうになるのかと思います。その部分では、町長は厳しいと思うかもわかりませんが、1人でも多くの町民を増やすためにはこのぐらゐの施策は、1年ごとでございます。毎年続けることではございません。金額には子供を産んでよかったという若いご夫婦に応援団料として、町からそういう応援をしていただきたいと思いますが、町長もう一度答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。議員生まれる前の対応とお話をいたしました、この出生祝い金も生まれたあとのものでございますので、生まれる前の事業につきましては、この妊産婦の検診であるとか、あるいは結婚に至るまでのさまざまな事業もまちで行なっておりますし、また結婚につきましてもこれは結婚をされたときのお祝い金等の制度も実は作ったところでございます。それでこの出生祝い金につきましては、支給に際しては町長からメッセージとして誕生されたお子様が未来に向かって夢と希望に満ちあふれ、家庭の限らない慈しみによって大きく成長されることを心からお祈り申し上げますという手紙を添えております。また、お子様が成長するに従って、計画性のあるお金の使い方を考え、物を大切に無駄をなくする心がけを養い、長期的な生活設計に基づいて貯蓄する心情を培っていただきたいと願っているもので、保護者ではなくて子どもの預金口座を開設していただいて、それに振り込みをしているものでございます。先ほど申し上げました学校給食費の負担軽減や医療費助成などの支援に加えて、保育料、保育所や子育て支援センター、学童保育所運営をしていくとともに、保育ニーズに即した一時保育や延長保育を実施して、平成30年度には幼保連携型の認定子ども園を開設するなど、1人1回きりの祝い金よりも、安心して産み育てる環境の整備を重点に、トータルで子育て支援の充実を考えていきたいと思っております。したがって、議員ご質問の出生祝い金制度を見直す以上にもっと前向きに考えてまいりますということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただ今の答弁は町長が生まれたあとの通帳まで、お言葉まで出したお祝い金3万円ということであると思ひます。今、2人目くらいまでは皆さんお子さんを作ります。だいたい2人です。そのうちできない家庭もござひます。しかし3人目になるとまた大変な負担、仕事も休まなければならない自分の体のほう弱いということになりますと、どうなのかというふう

お産制限をしてしまう家族がいるということも事実でございます。私この提案、10万、20万、50万、100万というのはそんなに高くないと思うんです。島根県海士町では4人目から100万円だとか、そういうのも実例があります。金額もそんなに半端ではございません。3万や2万ではございません。そういう部分においては、町でも少し調べていただいて、よし3人目産むか、4人目産むかというそういう環境を作ってあげるのも、町の子供に対する優しい心持ち、優しさでないかと思うんです。医療費無料、給食費も無料だとかいろいろとありますけれども、やっぱり生まれたときに、生まれた3人目、2人目生まれたと、こうやって町からくるんだと。それはやっぱり自由に使える通帳に入れたり、あるいは自分で使ったりいろいろな方法あるんですからそれはいいです。だから人を増やすための一つの段階としてはどうでしょうか。がんばったかいがあったなという。私のうちみたいに5人ぐらい作ってもまだ足りないと思っている家族もいるかもわかりませんし、もう少し頑張るかという家族もいるかもしれません。だから人を増やすための一環の手段として町でも、ひとつこの出生祝金に対して増額ということを考えていただきたいと思いますので、町長、最後の質問でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。今、出生祝金10万、20万、50万という話をいたしました。私は非常にこの決して高くないというお話でございましたが、これではなかなか少子化対策にならないと考えていただきたいというのは、例えば、医療費を高校生まで入院、通院を無料となりますから、これをトータルでどのぐらいの金額になるのかと。あるいは小学生から中学生卒業までの給食費、第3子目以降は無料と。これも9年間でどのぐらいなのか。あるいは保育料、これは上限を8,000円にしております。従来、高い人は4万を超えておりました。したがって月額3万以上の負担の軽減となります。これも就学前まで通算するとどのぐらいの金額になるのかというそういったさまざまな子育て支援策をトータルしますと、議員おっしゃるような50万や100万の比ではないと思っております。私たちとしては、次の新年度予算におきましても、更に子育て支援を充実したいと考えているところでございまして、しっかりと少子化に対応すると、そして若い親の子育て負担の軽減にしっかり取り組んで、高齢化が著しい町でございますので、そうした高齢者を支えるためにも若い人がここで定着していただけるように、そしてたくさんの方の多くの子どもを産み育てていけるようにしっかり対応をさせていただきたいということで、ご理解を願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 続きまして2問目の質問をさせていただきます。

せたな町魅力ある店舗づくり事業についてお伺いいたします。この事業については、11月末現在、補助金を申請した件数は33件、このうち補助が決定した件数については30件、補助した金額が2千万を超えます。事業費総額については1億円を超えたと伺いました。この補助金について店舗改装を考えている商工業者にとっては、大変役に立つ補助金であるという声を聞いています。そこで、この補助事業について平成28年度以降継続する考えがありますか、どうか。また継続とした場合、今年度と同じ形態で実施されるのか、また補助対象などを拡大して実施するのか、町長の考えをお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯議員の2つ目の質問についてお答えいたします。

せたな町魅力ある店舗づくり事業につきましては、昨年せたな商工会からの要望もございまして、町内の商工業者が行う販売促進や事業規模拡大、省エネ対策などを図るため、店舗などの新築、改装や機械設備、備品購入などに要する経費、また空き店舗などを利用して開業をしようとする事業者の建築及び設備投資に要する経費の一部を補助し、商工業の振興並びに雇用の促進を図ることを目的に、補助率30%の上限100万円で地方創生の交付金などを活用しながら今年度より実施しております。事業費総額も11月末現在1億円を超え、町内の建設業者などの大きな経済効果を生んでいる事業となっており、今定例会においても追加補正をお願いしている状況であります。年度末の見込みとしては37件、事業費総額1億2千万円以上を見込んでおります。ご質問の平成28年度以降の継続であります。この補助事業について、せたな商工会が独自に調査した結果を基に、去る11月2日に商工会三役が来庁され、来年度以降の事業継続の要望がございました。調査結果につきましては、調査実施企業数が134件、回答企業数91件、回答率67.9%となっており、そのうち今後、設備投資などを計画している企業数が33件、33件のうちで27年度中が6件、28年度中が12件、29年度以降が2件、残り13件は時期が未定ということでございました。また事業費においては8千万円を超える内容となっております。この要望により役場内で事務事業調整を行った結果、平成28年度も継続することで調整を図ったところであります。来年度の予算編成に向けた事務を現在取り進めているところでございます。また継続事業となりますので、補助対象の拡大などは行なわず、今年度と同様の補助内容として実施したい考えであります。

なお、平成29年度以降の事業継続並びに補助対象の拡大などにつきましては、28年度の状況も調査し、商工会ともに調整しながら検討していきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 1問目の答弁と違い前向きな答弁ありがとうございます。今とりあえず28年は続けるということをお聞きいたしました。それから同じ形態ですということでございますけれども、私一部の商工会の皆さんからお話聞いております。車に冷凍庫、冷蔵庫を積みたいのは対象にならないのかという話を聞いて、絶対ダメだという回答を得ているんだけど、どうなんだろうと。直接本人とお話したわけでもございませぬけれども、隣の場所で聞いたこれでございます。そういうのは商店の一部なので、出て歩いて商売をするということなので、これも対象にしていたら、助かるのにと声を聞いております。それから建設業者は余り対象にならないんじゃないかというお話も聞いております。そのわけをできればお聞きかせいただきたいと思っております。建設業者の道具ですが、作業機器は別かもしれませんが、業者の店舗はありませんから工場になるわけですから、その部分だけではきっとダメでないかと思っておりますけれども、改めてその部分でお知らせください。車の上に積む冷凍、冷蔵後あるいはその建設業者あるいは商用車は一応ダメだということになってますけれども、これもまたこの先どうなるのかということもひとつお知らせしていただきたいと思っております。答弁よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず車両など対象とできないのかということ。それ

から建設業も対象にはならないのかということだったと思います。せたな町の魅力ある店舗づくり事業の補助対象につきましては、商工振興の観点から。他の事業と整合性もとりながら商工会と十分協議をして決定したものでございます。汎用性の高いものについては除かれているところであります。また建設事業者などにつきましては、まちが発注しています事業は、町内事業者中心に指名入札を行なっております。さらには昨年度まで進めてきましたリフォーム事業では、3年間で事業費総額7億4,000万円という実績となっております。これも、まちの建設事業者ということで、これは今回の魅力ある店舗づくり事業、これも1億を超えておりますので、こういったことを考えると相当大きな民間投資の恩恵を受けていることになるわけでございます。そうしたことから対象としておりません。それから継続事業を途中で対象を拡大することにつきましては、公平性の観点から問題が出てまいりますということも考慮しなければならないところであります。

ご理解をいただきたいと。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 建設業者が仕事から、この対象から排除することに対しては、今までの持ち家制度だとか、それからリフォームだとか、そういう部分で潤っているんじゃないかというようなことは町長おっしゃいましたけれども、それは本人の企業努力です。町からの補助もあります。個人的に、家庭に、各家にそういう問題が出てしまって仕事が多いんだからお前たちにはやらないということに対しては、私は反論いたします。これはあり得ません。それをひとつ町長考え直していただきたいと思います。それから継続事業ですから、公平性を保つために今までどおり行うということは、これは町長誰でもできる仕事です。やっぱりことしやったんだから来年変えなければならないという頭で金を使わなきゃならないんじゃないでしょうか。町民にやっぱりいかにして有効にお金を使っていたただけるか。町民がいかにして元気なるかというお金の使い方にはやっぱり悪かったら直す、良かったら進めればいいんでないですか。そういうことをできないのであれば1回決まった条例が死ぬまでつながっていくようなバカなまちはありません。それを一つ町長お考えになっていただきたいと思います。やっぱり町民が何を求めているかということは、理解しながら条例を変更したっていいと思うんです。誰のための条例、役場の人のための条例でないんです。町民のための条例であります。そういう部分を考えて何でも公平性が保たれないとならないということで、そのまま突き進むのは逆に無謀な条例だと思います。この点に対しても私ちょっと反論していますが、まあ今後、来年度28年度からどういう方向でいくが私見守っておりますので、大工さんの自分の仕事の件と、あるいはこの公平性の分とでは、それから商用車の部分においてもひとつ条例のことも考えて、私、今後この件については見守っていきたいと思いますので、町長の答弁あればよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まずこの事業の対象を拡大することをやっていただきたいというお話でございますが、これにつきましては、やはり同じ事業でございますから、去年やった人と、ことしやった人と、あるいはまた来年やる人と大幅に支援が異なると、サービスが異なるという状況があるとすれば、これはやはり公平性に欠けることに当然なると。そっちのほうが議会で問題になると思っているところでございます。それから建設業の関係であります。これはや

はりせたな町の魅力ある店舗づくり事業という今回の事業でございますから、それも含めてこれはそういう性格の事業である。やはり買い物をされるお客さんに、店舗の様子が変わったねと、入りやすくなったと。そういった明るくなったとそういう実感を持って、楽しく買い物をしていただく、そういった環境を作るといふ事業の趣旨でありますから、それも合わせてご理解いただきたいと思っております。建設事業者等に対する支援につきましては、私たちが合併当初からこれは積極的に取り組んでおりまして、先ほど申し上げましたように、まちの発注する事業につきましては、これは町内事業者を中心に発注をしていくことを進めておりますし、また民間のそういった事業の創出についても積極的にこれは住宅の新築あるいはリフォーム、今回の店舗づくりもそうではありますが、そういった意味では、随分と建設業者に配慮したそういった政策を次から、次へと打ってきている状況でございます。そういったことで全体としてのバランスをとりながら、今いろいろ考えて施策を出していただいているということになりますので、これは大湯議員におかれましても十分ご理解をいただけるものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 3番、江上恭司議員。

○3番（江上恭司君） それでは最初に出してある2点についてお伺ひいたします。

私の不注意で風邪をひいて非常に聞きづらい面あると思いますが、勘弁していただいてちょっと私も体調すぐれないという問題ありますけど、きちんと町長の考えを聞いていきたいと思っております。

まず一つ目、せたな町創生総合戦略についてであります。これは今、国が進めている平成27年から31年までの地方の総合戦略をどう作っていくかという問題であります。地方創生基本方針は地方創生の深化を進めた上で、住民の自治の力、自治体の力これらが求められております。また25年度中において、幅広い町民による十分な審議の中で、この計画の作成が求められております。そして2016年から具体的な事業を基本的に推進する段階、このようになっております。総合戦略の4つの基本目標、地方における安定した雇用を創出する。二つ目、地方への新しい人の流れをつくる。三つ目、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。四つ目、時代に合った地域づくり、安心して暮らせる地域を作るといふこの四つの基本的な目標が出されております。また、これを進めていく上で、地方創生の深化に向けた基本的な取り組みも求められております。この深化に向けた基本的な取り組みは三つあります。一つは、各地域で稼ぐ力を引き出す。二つ目、熱意と意欲ある地域へのインセンティブ改革を通じた地域の総合力を引き出す。三つ目、民間の創意工夫を最大限活用した民の知見を引き出す。こうなっております。いわゆる地方創生の深化は枠組づくり、担い手づくり、圏域づくりとこの三つを進める中で地方総合戦略を具体的にしていかなければならないと思っております。先日、せたな町創生総合戦略という素案が出されております。おそらくこれを今年度中に作って、来年度国に出して来年度から事業を進めるとなっていくのではないかと思います。この内容を見てみますと、素案を見る限り四つの基本目標、これも出ています。せたな町における安定した雇用創出する。せたな町の新しい流れをつくる、若い世代の結婚、時代に合った地域づくり、これらがきちんと書かれております。しかし、この内容、政策ごとの重要実績評価指数KPI、これらも設定されています。31年度にはこうなりますと。しかし内容を見てみますと、先ほど話した、いわゆる地方創生の深化、いわゆる枠組みづくり、担い手づくり、圏域づくりこれはほとんどこの政策に中では見えない。そして最終年度の31年には、これだけの目標を達成し

ますと。例えば、新規就農、これ見ても平成27年から31年の間に、農林で10人ということは年間2人ずつと。しかし27年度そうなってるかどうか。そういう問題を含めたら、今こそ地方が、やる気があるのかなのかという点で、これから国の政策も大きく変わっていくと思います。それと同時に、もう一つの問題として地方財政を支える問題で、新たな新型交付金が出てくる。今も出てますけど。これらをどのように今後活用していくのか。この2点について町長の考えを1回目お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 江上議員の質問にお答えします。

せたな町総合戦略は少子化と人口減少を克服し、若い世代を中心に将来にわたって町民が安心して働き、希望通り結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築するため、総合戦略を策定するものであります。期限とされている平成27年度中に策定するため、私をトップとして役場の課長職以上で構成する創生本部を設置するとともに、住民の代表をはじめ農業、漁業、商工業、観光などの産業界、檜山北高校、労働団体の代表者の参画をいただいている、せたな町創生有識者会議にお示しをし、深く議論、意見交換しているところであります。また3地区の協議会の委員や地域懇談会に参加された方、30代や女性で構成する6次産業化拠点構想検討会議のメンバー、近年、まちに移住、Uターンしてきた20代から40代の方などから地方創生についての様々なアイデアや提言を頂戴しております。まちによっては大きな花火を打ち上げるやり方で戦略を組み立てる町もあるようですが、当町の場合は、基幹産業の農林水産業の振興による雇用の安定、確保、移住定住、子育て支援などバランスよく事業展開していける戦略を描くべきと考えております。

6月30日に示された国の、まち・ひと・しごと創生基本方針2015では、地方創生の深化に向けた取り組みとして、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、地域資源を活用した6次産業化の推進、移住支援とコミュニティづくりなどが例示され、新たな枠組み、担い手、圏域づくりとして、官民協働及び地域連携、広域圏域から集落生活圏までの新たな圏域づくりが重要とされています。これをせたな町に当てはめますと、檜山管内7町と東京都大田区との連携事業や、北渡島檜山4町地域連携事業による食と観光分野のマーケティング戦略や、ひやまブランドづくりは戦略の柱になっていくものと考えています。

今後、素案から原案、成案へと戦略を練り上げていく中で、打ち出しを強くして参りたいと考えております。また平成28年度の国の概算要求に掲げられた地方創生の深化のための新型交付金については、法律に基づく計画の策定も必要とされる予定であり、来年6月頃に事業計画書を国へ提出して、夏以降に交付決定されるとの情報を得ております。この交付金の詳細については、まだ示されていませんが、総額1,080億円、交付率2分の1とされ、いわゆるソフト事業でなければ認められないことから、あまり魅力の感じないものとなって、冷ややかな態度の自治体が多くなっていると報道されているところであります。

当町といたしましては、北渡島檜山4町や檜山管内7町による食と観光の連携、また、ひやま漁協との連携による日本海漁業の振興対策、更には町独自の移住定住や観光振興などの施策を戦略的に展開することとして、総合戦略に盛り込んでいくとともに、新型交付金の情報収集に努め、交付金を的確に獲得できるよう対応して参りたいと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 今は町長は安定した形でのまちづくりを進めると。大きな花火は上げないでということを言われた。これから論議して進めますと。もうこの総合戦略を作るためには、町民の要求、意見これがどれだけ反映されて来るかです。国はその辺を見てるんです。まだ有識者会議、先ほど町長、有識者会議いろいろ人が入ってると言いましたが、幅広い年齢層からなる住民をはじめ産業、市町村、国の関係、金融、労働、メディアいろいろな形で意見が反映できるような有識者会議を作りなさいと。これせたな町でも作られていると前に名簿を見たら、ほとんど各会のトップの人方が有識者会議に出てる。まだその有識者会議の会議すら開かれてない。論議してますか。有識者会議でどういう論議したのか。もししたならその論議を教えてください。それと安定した形で進めなきゃならないというけど、実際にはもうせたな町そんな余裕ないんです。前回の農業問題も取り上げたときにも、たった300戸あるかないかの農家しか今いないんです。そしてどんどん人口も減っていく。子育て支援は一生懸命やってるけどなかなかそこが成果として出てこない、このせたな町人口ビジョンこの計画を見ても、ほとんどが札幌、せたな、函館いわゆる他町との対比しかないんです。これをどう人口ビジョンを作っていくかが見えてこない。そういう点でのこれからの進め方は非常に重要になってくるといってももう3カ月しかないんです。それで有識者会議が開かれてどういう意見が出されたのか、あればお答えしていただきたいのと。やはり他地域との差をつけたような取り組みをしないと。国では認めていかない。このようになっていると思いますので、その辺もう一度お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。有識者会議であります2回開催して議論を重ねているところでございます。内容につきましては、あとでまた説明をいたします。議員おっしゃる目玉となる事業、柱となる事業が見えないという話だとお聞きをいたしました。総合戦略の計画期間につきましては、平成27年からの5年間ということで過去から実施している事業も当然これは盛り込まれるものであります。せたな町の目玉的な事業としては、店舗の改修、改装を支援する魅力ある店舗、商店街づくりの事業や、移住体験ができるお試し暮らし住宅整備、認定こども園の新築工事、6次産業化拠点構想策定事業、移住定住促進住宅奨励事業による新築住宅建設費の助成などさまざまな施策を展開をしてきているところでございます。また予算には見えませんが、高校3年生までの医療費の無料化、保育料、学校給食の大幅削減、軽減といった手を打っており、これらは他の自治体に先駆けて実施しているものである。ある意味、差別化と言えるものと考えております。なお、せたな町のような小規模自治体におきましては、周辺地域と競争するということではなくて、隣接する自治体とさまざまな面、例えば医療、産業、観光、教育など、そういった分野で連携協力することによって、スケールメリットが出せる。地域全体が魅力を高めながら、さまざまな取り組みを進めていくことが重要であり、そこが今般、地方創生に求められているものと考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 答弁続きますからもうちょっと待ってください。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの会議2回というお話をいたしました。その中では人口減少の歯止め、あるいはせたな町の観光資源で生かし方、取り組みなどを話し合われているということでござ

います。また有識者会議のほかにさまざまな意見を、さまざまな町民各層から出していただいている。今のところ計67件の意見が寄せられていると、こういったものを十分参考にさせていただきながら成案を作ってまいりたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 有識者会議2回開かれている。だけど今の話では意見あまり見えてこないんです。本当にどういう形でなっているか。目玉事業としてはいろいろ言ったけど、実際にお試し暮らしだとか、移住住宅の補助だとかやっていることは、やっている。馬場川教員住宅に対して補助付けて、そこに試して泊まってもらうとか。そういうことはやっていると思うんです。でもこれは各町村、皆やっていることです。先日、議会の常任委員会も農業委員会も各地域の視察に行ったときの農業対策で、どういう対策をやられているかったら、本当に住宅を20戸建てて、そこに来てもらって、体験をさせるだとか、そういう中で進んでいるので、今言われているのが、町長は、ほかとの関係含めてやってますと言うけど、実際にはこれ皆やっていることです。もっと違う形の差別化をしないと、同じものだし、先ほど医療費の無料化でも、この間の道新にせたな町中学生までしか載ってなかったんです。18歳になってないんです。あれなんでなってないかといったら、通院が入ってないからでしょ。だから、せたな町は中学生までという形しか道新に載らなかったでしょ。そういうことを見ても、ほかのやってる地域と同じようなことをやっていたって、僕は見えてこないと思うんです。この人口計画見ても、ほとんど対比だけであって、どう人口を増やしていくかというのが見えてこない。でも実際に、島根県の海士町、ここは人口がどんどん増えていっているんです。いろいろな取り組みをしています。そういうものがきちんと見えてこないと本当の意味での、せたな町の総合戦略になっていかないんでないか。それと先ほど60何件とか、70何件町民の意見がありますというけど、僕は足りないと思うんです。やってるところはアンケートをとって、その中で町民の要求をつかみながら事業計画に入れていく取り組みがなされている。そういう点から見ても非常に取り組みが弱い、本当に住民の考えがそこに入っているのか、私は大いに疑問を感じます。もし、更に町長があるならご答弁お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。せたな町とし合併10周年迎えました。当初から財政問題、老朽化したインフラ、経常経費の多さという大変な状況でございました。この10年間のせたな町再生への取り組み、この取り組みも地方創生の一つと私たちは理解しております。今回この地方創生、国を挙げてこの取り組むということになりました。私たちもそうした考えに沿って、これまで以上の地方創生の取り組みを強化するということになると思います。これまでの答弁でも申し上げましたが、そういったことを中心にしっかりと取り組んで、今は喫緊の課題であります少子高齢化、人口減少という問題に、これは歯止めをかけていかなければならないと考えているところでございます。この28年度の地方創生の深化のための新型交付金、これにつきましては概算要求段階でありまして、これも詳細はまだ示されておりませんが、新型交付金に先駆けて27年度、補正予算として今回1,000億規模の地方創生加速化交付金が計上されるという報道がございました。この交付金につきましては本年3月の補正予算で可決したプレミアム商品券発行や魅力ある店舗づくり事業などの地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金とは異なりまして、すべての自治体

に一律交付するというものではございません。地方創生に取り組む先駆的事業を支援の対象とすると予定されております。具体的には、観光や農林水産業の振興、中小企業の生産性の向上などの分野で複数の施策を組み合わせたり、自治体間の連携をする取り組みを対象として、事業計画書を作成し提出する。外部有識者による評定委員会を経て、来年3月先行決定されるという見通しでございます。この補正予算による地方創生加速化交付金につきましては、自治体間連携がキーポイントされていることから、当町としては檜山振興局や隣接する自治体との観光や食、水産分野などでの連携事業に、まち独自の移住定住や観光振興などの施策を重層的に組み合わせて展開していきたいと考えておりました、より多くの交付金を獲得できるように知恵を絞ってまいりたいと考えております。いずれにしましても、国の今、取り組んでおられる地方創生、これをしっかりまちとしても受け止めて今、抱えているせたな町の課題を解決していくということになるものと思ひまして、その方向でこれからもしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） ただ今から昼食休憩に入ります。再開は1時10分といたします。

休憩 午後12時09分

再開 午後 1時10分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

江上議員。

○3番（江上恭司君） 特別支援学級と子供の貧困対策について教育長にお伺いいたします。

発達障害児といわれる生徒の中に多少コミュニケーションが乏しくても、教育次第において専門的な分野で非常に大きな才能を発揮する能力を持っております。これは、いろいろな形でのスポーツ、文化、芸術の中で活躍してる人がたくさんおります。せたな町では、就学前検診が各学校で行われますが、それをどのように活用されているのか。また特別支援学級に対する地域の理解が不足している面があると思ひますが、現場では、先生が非常に苦勞しております。地域社会全体で子育てをするためにも、特別支援学級の理解を深めるためにも地域全体のネットワークが必要であり、また教育委員会での専門的なコーディネーターの配置が必要だと思ひますが、教育長はどのように考えてるか、お尋ねいたします。

二つ目の問題として、子どもの貧困対策の問題であります。子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成25年6月にできました。この法律の第2条で、子どもの貧困対策は、子供に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的等の施策を子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、社会を実現することを講ずることによって、推進しなければならないとなっております。そこで、せたな町としては生活上の理由で経済的な理由により平等な教育を受けることのできない児童に対しての実態がどのようなになっているのか。また今後このような対応策を講ずるのか。すでに対応策が行われている場合、その内容についてお尋ねいたします。

以上2点について教育長にお尋ねします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 江上議員の第1点目、特別支援学級についてのご質問にお答えいたします。

はじめに就学前検診であります。新入学児童については就学前の10月初旬に知的発達スクリーニング検査を各学校で行い、その検査結果をもとに教育委員会の担当者が幼稚園、保育所、各学校、町の保健師などと連携し、情報の共有を図っております。併せて、道立特別支援教育センターの巡回教育相談や特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業による道立の特別支援学校からの教員派遣など、特別の支援を必要とする幼児、児童、生徒への教育相談を実施しているところであります。なお平成27年度からは、特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業の対象を教育委員会が所管する教育施設以外の保育所にも適用するよう事業の拡充を北海道教育委員会へ要望した結果、パートナーティーチャーを派遣していただいております。特別支援学級に関する地域の理解が不足しているとお話しについては、教育委員会としても江上議員と同様の認識であります。そのための取り組みとして、教育、福祉などの関係機関が特別支援のために連携、協力し、適切な支援を行う、せたな町特別支援教育連携協議会が設置されておりますので、この協議会を活用し、特別支援学級や発達障害に関する啓蒙活動などについて協議をして参りたいと考えております。

次に、専門的な知識を有するコーディネーターの配置であります。現在、今金町教育員会の協力を得ながら、今金高等養護学校から今金中学校に派遣されている今金町特別支援教育スーパーバイザーを、せたな町特別支援教育連携協議会委員に委嘱をし、各学校からの要望に応じて、各学校で任命している特別支援教育コーディネーターの先生や担任の先生などに対して、学校での取組方法や児童生徒への支援の仕方などについて、指導、助言をお願いしているところであります。養護学校などとの教員交流を今金町教育委員会と同様に行う方法としては、北海道教育委員会が実施する檜山管内特別支援教育担当教員人事交流がありますが、交流期間は最大3年、相互交流のため学校の教員配置の定数内となることなどが条件となっております。今金中学校の場合は、中学校が1校で特別支援学級が3学級あり、特別支援学級に配置されている教員は総数で4名おりますので、1名を特別支援教育スーパーバイザーとしても、授業や校務に支障なく活動することができます。しかし当町の場合は、学級数より多い教員の複数配置は1年間に限っては時々であります。3年間、特別支援学級に教員が複数配置されることがありませんので、今のところ配置は困難な状況にあります。ただし特別支援学級の増加に伴い、専門的なコーディネーターの配置が可能なき場合は、学校と相談の上、養護学校などからの専門教員との人事交流を要望して参ります。

2点目の子供の貧困対策についてのご質問にお答えいたします。

生活上の理由、経済的な理由により平等な教育を受けることができない児童生徒に現在実施している対策についてであります。学校給食費については、平成27年度から第2子目は半額、第3子目からは無料とし、保護者の負担軽減を図っております。奨学金につきましては、平成27年度から無利子で貸付上限額を1.5倍に拡充しております。檜山北高等学校の通学費につきましては、遠隔地の通学生に対し、北檜山区新成地区からの通学定期代金の保護者負担額を上限として、これを上回る部分の助成をしております。このように、小学校から大学進学までの間、保護者の負担軽減を図っております。

今後は、貧困対策として準要保護認定基準に生活保護の基準額に一定の係数を掛ける判定基準を

追加し、準要保護世帯の認定要件の緩和を検討して参りたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） どうもありがとうございます。特別支援教育連携協議会というのがあることは聞いてたんです。しかしこれが先生方と話した時なかなか運用がされていないような感じで、ストップしてるような状態であるという話を。作られたときはすごく先生方も期待してどうやっていくかということいろいろあったんだけど、その後、段々縮小されたというわけではないけど、小さくなってきてその辺の活用が弱くなってきているのではないかって話があったので、もう一度どういう形でやっていくのか。やはりコーディネーターの問題含めて、この特別支援学級は、前の学級と違って親の同意が必要となる。親の同意があればそういう学級を作っていける。そういう点では、なかなか地域の理解がきちんとされてないと親もなかなか同意しづらいという問題含めてあるので、この地域のネットワークづくり、これ今金なんかは地域と親と先生と、いろいろな形のネットワークが作られています。それが、うちの場合は特別支援教育連携協議会という形になると思うんですけど、この辺の強化を何か今のところでは非常に弱いような話が出てますので、その辺もう一度お願いいたします。

それから貧困対策の問題で、先ほど準要保護家庭の問題で、生活保護世帯を考えて幾らか掛けて拡大するといいましたが、具体的にその辺はどういう形のものを考えてるのかお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） まずはじめに地域のネットワークということでございますけれども、こちらにつきましては、まず特別支援教育を進めるに当たりましては、学校内の関係機関との連携が必要不可欠ということで認識をしておるところでございます。教育委員会には心身に障害のある児童生徒の適正な就学を図るという目的で、特別支援学級の設置校の校長ですとか、当特別支援学級担任、それと校長会の会長、保健師から構成される、実はそのほかに、せたな町教育支援委員会こういうものが設置をされております。この段階では、発達障害ではありませんけれども、例えば落ちつきがないとか、何かあると固まるというような教育支援が必要となる子供も含めて、支援の必要性の有無について調査、そして審議を随時行なっているところでございます。この段階でも学校ですとか、関係機関と意見交換が行われているところでございます。また、先ほど江上議員からご指摘のございました、せたな町特別支援教育連携協議会こちらのほうも教育、福祉そういう関係機関、また今金町のそういう福祉の関係機関、そういうところとも連携しながら行っておりますけれども、実際の動きが確かに少ないというようなご指摘がございました。私たちもそういうことでできた時は、ある程度やってたんでしょうけれども、年々少なくなったことは認識をしております。それで実際には、連携実態がある程度一定の部分出来る用意になってるということで、これから何をやるのかというところが、私たちも弱かったんじゃないかという認識の中で、これからそういうネットワークを使いながら、要は保護者がなかなかその特別支援学級に同意をしていただけないというような理解をどうやって深めるかというのが1番必要だということでございますので、そういうところを使って広報活動ですとか、啓蒙活動こういうようなものがどのような形で出来るのかということで、保護者ですとか、地域住民に情報提供を図ってまいりたいと考えております。

それと2点目の生活保護に一定数の基準を掛けるということでございまして、こちらについては

そのような具体的な内容かということでございますけれども、管内の状況を見ますと実は、準要保護の認定基準に一定の生活保護の基準を掛けていないのは、当町だけでございまして、ほかのまちはそれぞれ一定の基準を設けて、実際には低所得者の人方を救うということでやっているところがございます。それで中身を見ますと、基本的に、例えば給与収入から生活保護上の基礎控除を引いたものの残りに対して掛けるところもあれば、一定の課税所得でございますけれども、給与所得から控除が引かれたかで所得に対して掛けるところですか、逆に課税所得から社会保険料とか生命保険料、損害保険料を引いたものに掛けるということで管内バラバラな形です。それで倍率も皆さんバラバラというような状況でございまして、うちはやはり隣まちに今金町がございまして、その今金町は課税所得に1.0倍を掛けたものを、生活保護基準の1.0倍掛けたものを係数として認定基準を設けておるということでございまして、この今金町の基準を参考にしながら、これをちょっと上回るような形で前向きに考えていきたいと。できれば年収400万円以下の生活困窮者に対して、そのような措置を講じられれば大変よろしいのかと考えているところがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 特別支援学級は本当に子供の成長にとって大きな、子どもが成長していく場になっていくということ、やはり今この特別支援教育連携協議会を中心にしながらというけど、その辺の強化をしていかなければならない。ここをきちんとやらないとやはりなかなか地域で理解が得られないということで、その辺の強化を図っていただきたいのと、各学校には、その特別支援のコーディネーターが配置されてるんですよ。その辺の連携も含めて各学校にはそういうコーディネーターが配置されているにも関わらず、たいていは今金の養護学校、それから今金の中学校に勤務しているコーディネーターの人と一緒にやっていくってことで、町全体の連携が弱いように感じますけど、その辺も含めて強化していただきたいのと。以前、準要保護について質問をした時に、大体生活保護基準の1.2倍で考えてますって、たしか高野教育長時代だと思うけど、答弁された記憶があるんですけど、もしそういうことが明らかにできるならお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 連携強化でございましてけれども、特別支援学級に対してやはり特別支援コーディネーター、これ学校の先生が中心になってやっておりますけれども、その先生だけではなかなか大変な部分があるということは私たちも実は認識しているところでございます。そういう中で、やはりいろいろな形で関係機関がそれぞれ連携をしていかなければならないということで、実は道立の支援教育センターの巡回相談ですとか、あとはスーパーバイザーそれとパートナーティーチャーでございますけれども、このパートナーティーチャーについては実は平成26年度で30回、今年度は38回ということで、各学校で非常に利用がされてるようになっております。スーパーバイザーについては、昨年が8回で今回は5回、今のところということでございまして、巡回相談については26年が2回の今年度は4回ということで、こういうようなものを組み合わせて、ある程度特別支援のコーディネーターの先生に指導、助言をしてるということでございまして、先生方もその部分では、そういう指導に大変感謝してるというような言葉を聞いておりますし、私たちも要望した中身をすべてそれぞれ学校の要望に応じて、派遣をしていただいているという状況でござい

すので、その辺はこれからもしっかりとやっていきたいと思えます。その中でもやはり連携協議会においても、こういう人方の活用にまた何か新たな活用方法等の提言があれば、教育委員会としてもそれに対して支援をしてまいりたいと考えております。

それと準用保護の認定基準でございますけれども、今金が1.0倍ということでございましたけれども、前教育長は1.2倍と申したそうでございますけれども、私たちが先ほど言った、収入額400万円以下となれば、大体課税所得1.1倍程度掛けると、400万以下になるということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 4番本多浩議員。

○4番（本多 浩君） 先に通告したとおり、私からはピロリ菌検査の推進と除菌奨励による胃がん撲滅について質問いたします。

各種のがんがありますが、今回は胃がん限定した質問をいたします。せたな町における死亡原因の最多のものはがんであり、その中でも胃がんが上位となっています。住民の健康と生命を守るため早期発見、早期治療を行うといった観点からピロリ菌検査の推進と除菌治療の奨励を提言するものであります。ピロリ菌は胃の粘膜に生息する細菌で、がんを引き起こす最大の要因です。国内のピロリ菌感染者は6,000万人程と推測され、専門家によると胃がんの発症者のほとんどがピロリ菌感染者で、除菌により胃がんを予防し患者を大きく減らしたとの報告もあります。免疫力が弱い5歳ころまでに感染した場合、除菌しない限り一生感染し続けるといわれています。幼児期の感染経路は口移しなどによる親子間感染が多いと見られ、若年層での早期発見と除菌が胃がんの撲滅に有効と考えられています。

さて、ここでお話しするのは北海道新聞の記事として掲載された内容であります。渡島医師会は2012年度福島町で中高生と新成人の希望者を対象にピロリ菌を除去するための検査を実施しました。このことは全道でも先駆的な試みとして注目されています。2013年度には学校検診に併せて行った渡島各町では対象中学生の約8割が受診したと報道されています。現在渡島管内では函館市を含む全町が取り組んでおります。このことにより10年後、20年後における医療効果が大きい期待されるところであります。端的に申し上げます。この様な事例をせたな町においても実践できないでしょうか。また子供達への感染経路等を考慮するなら、青少年、成年層も対象に検査と除菌奨励を推進するならなお一層、町全体のがん撲滅に効果があると考えます。

このことについて、町長の所見をお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 本多議員のご質問にお答えします。

本町における死亡要因の第1位は、がんであり、肺がん、大腸がんについて胃がんが多い状況にあります。全国的に見ても同様な傾向を示しており、高齢化や食生活等の生活習慣が影響していると言われております。ピロリ菌は日本人の約40%が感染しており、戦後のインフラが十分に整備されていない時代に幼少期を過ごした60歳以上で約60～70%と感染率が高く、10代の感染率は10%以下と低い状況にあるようです。このピロリ菌は5歳くらいまでに感染して胃の中に住み続け、感染が続くことで胃炎や胃潰瘍などを引き起こし、将来胃がんになる危険があると言われ、

実際には胃がんの95%以上がピロリ菌感染の感染が原因であると言われております。

このことから、まちでは従来より実施している中学2年生を対象とした中学生の生活習慣病健診において、今年度から尿中ピロリ菌検査を導入しました。中学生に検査を導入することで、その家族にも検査を受けてもらう強い動機付けとなり、若い世代の健康に関して行動を促すきっかけになるのではないかと考えております。また平成28年度からは、まちで実施している各種がん検診、特定健診と一緒に受診できるよう血液によるピロリ菌検査を導入いたします。胃がん検診と一緒に受けることで、症状がない段階で除菌治療へつながり、胃へのダメージ期間を少しでも短くすることで、胃潰瘍や胃がんの予防につながることができます。

今後も、がんなどの様々な病気に対し、早期発見、早期治療を図り、より多くの町民がいつまでも健康に過ごすことができるよう、生活習慣の改善や他の検診受診勧奨等の保健活動を積極的に推進してまいりますこと、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 本多議員。

○4番（本多 浩君） ただ今町長の答弁で中学生において、そして一般町民に対してもピロリ菌検査を実施するとの答弁をいただきました。私からは、その検査料金について質問をいたします。現行せきたな町で行われている各種のがん検診の個人負担は、前立腺がん検診の2,060円、これを除くと各がん検診料金個人負担については、200円から500円となっております。ピロリ菌検査において、まちが検査料金を助成するというお考えはおありでしょうか。また助成するというのであれば、個人負担は幾らほどと設定する考えでしょうか。この点についてお聞きます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ピロリ菌検査の費用の助成についての再質問ということでございます。現在、中学生の生活習慣病検診では、全額町費負担としておりますので、ピロリ菌検査を追加しても今までと同様に自己負担なしで実施してまいりたいと考えております。成人対象の検査につきましては、胃がんの要因の一つと言われるピロリ菌を早期に発見し、適切な治療に結びつくことで町民の健康のより一層の推進が図られるということ。将来的な医療費への抑制も期待できることから、これは助成について前向きに検討してまいりたいと考えております。渡島の先進事例等もございしますので、それらに比較し見劣りのしないようなそういったレベルで考えたいと思います。中学生の生活習慣病におけるピロリ菌の検査であります。感染そのものが親あるいは家族からの感染がほとんどということございまして、子供が検診で発見されたということになりますと、当然、家族の皆さんも菌を持っている確率が高いということございまして、こうしたことから健診を受ける推進的な働きもあるものと私たちとしては期待をしているところでございます。まちも積極的にこうした検査に対する費用の助成を行いたいと考えておりますが、積極的に町民の皆さんにおかれましても、こういったことを利用されて自分の健康は自分で守るという観点から健診を受診されるようお願いをしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 9番、平澤議員。

○9番（平澤 等君） 先に通告してあった質問、今回は町長に二つの質問を用意いたしました。

まず1問目でございます。TPP環太平洋経済連携協定に対する本町の取り組み姿勢という題目でございます。

ことしの10月5日にアメリカのアトランタにおける閣僚会合でTPPの大筋合意がなされました。このことに対しまして、国民や地方公共団体、関係団体などから強い不安と懸念の声が多く上がっております。政府は11月25日に総合的なTPP関連政策大綱を発表致しました。TPPにつきましては、今後の国会批准がございます。政策大綱に係る具体的な予算などがまだ明示されておられません。

せたな町議会では2012年11月に第1回のTPPに反対する意見書案を出して依頼、これまで過去9回に及ぶ反対意見書を国に再三提出してきております。平成25年7月1日にはオールせたなTPP反対集会、また先般のTPP交渉に関するシンポジウムを瀬棚区で開催いたしまして、その折には各関係機関また近隣町村からも多くの方の出席をいただきまして、非常に関心が高いと伺っております。そして今日に至っているわけでございます。第一次産業が基幹であるせたな町にとって、TPPに対する不安は大きなものがございます。

これを踏まえ次の点について伺います。

(1) TPP関連政策大綱に対する本町の基本的な考え方でございます。これについては6点あるんですが、農業関係に特に関連の深い3点を上げてございます。①次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、②国際競争力のある産地、イノベーションの促進、③畜産、酪農収益力強化総合プロジェクトの推進の3つでございます。

また(2)といたしまして先ほど申し上げましたが、平成25年7月1日に実施された、せたな町TPP交渉参加断固反対町民決起集会を実施した経過がございます。その中において、せたな町TPP反対実行委員会が結成されてございますが、その経過と今後の行動計画について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員の質問にお答えをいたします。

TPPについては、10月5日の大筋合意を受け、政府は関税削減による長期的な影響が懸念されることから11月25日に総合的なTPP関連政策大綱を発表いたしました。その政策大綱では、1次産業を基幹とする当町に影響が心配される農林水産業において、攻めの農林水産業への転換を目標とし、平成32年の農林水産物、食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目標とすることとしています。この目標を達成するため、議員からの質問にあります①の次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、②国際競争力のある産地イノベーションの促進、③に畜産、酪農収益力強化総合プロジェクトの推進など6項目とおっしゃいましたが、8項目が掲げられておりますが、具体的な政策展開についての事業や予算が現段階では明示されていない状況もあります。このことから、まちとしてはそれらが公表された時点で両農協とも連携し、支援などを検討していきたいと考えております。いずれにしましても、まちとしましては関係団体と連携して意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようしっかり対応していきたいと考えております。

2つ目のせたな町TPP反対実行委員会の経過と今後の行動計画についてですが、まず経過については、平成25年6月12日に実行委員会の役員会を開催し実行委員会を設置し、せたな町TPP断固反対町民決起集会を開催するため、実行委員会を2回開催し平成25年7月1日にせたな町TPP断固反対町民決起集会を428名の参加者により実施いたしました。決起集会後、TPP交

渉の状況報告やT P Pについて住民周知などをするため、実行委員会2回、3役会議を3回開催しております。議員ご承知のとおりT P P交渉は秘密主義の交渉であったことから情報がなく交渉の状況を注視していたところ平成27年、本年10月5日にT P P交渉に関して大筋合意に至ったという経過でございます。

今後の行動計画につきましては、せたな町T P P反対実行委員会の設置目的が、町内の関係機関、団体が連携し、交渉参加反対に向けた町民決起集会の実施などを通じ、T P P参加反対の一助とするとともに町民に対するT P Pに関する情報の周知に資することを目的としていることからある程度、設置の目的を果たしたものと考えておりますが、今後、T P P関連政策大綱の具体的な政策展開についての事業や予算の内容が示された段階で実行委員会を開催し、両J Aなど各関係機関の意見を聞き、今後の委員会としての対応を検討してまいりたいと考えておりますことで、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。ただ今町長からT P Pに関しての内容について、そういう心配がないようにちゃんとしっかり取り組んでいくということの答えでございました。確かに今の中において、まちにおいては、まだはっきりした政策でてない段階での取り組みということになれば、具体的な方法はなかなかできないものがあるかと思いますが、ただやはり今取り巻いている情勢について、既に町長また皆さんもご承知のとおり米については約13年後ですけれども8万トン、更にMA米にプラスして輸入する。それに対して政府の条件は備蓄米に回すと言った点とか、また政府の安倍総理については農業をしっかり守るとかといろいろなことを言ってくれてますけれども、やはり農業者における不安というのは尽きないものがあるんです。またいろいろな情報等もあるんですけれども、畑においては、野菜などは関税が即時撤廃される。これは国会批准を受けたあとの話でございますけれども、そういうようなことになってます。畑作物においても、段階的に関税がどんどん下がっていくということで、ある意味やはり自分たちの第1次産業を守る点からいけば、これはまちとしても先手を打ったそういう反対運動、また呼びかけそしてまた地域における関係団体の皆さん方とも協力した中では、そういうことをしていかなきゃならない。やはりその意見書等についても、それぞれ議会の意見として政府に何回も申し上げ、今後まだ今回もこの定例会においても意見書を取り上げていただくということになってございますけれども、そういった中では、まちの理事者側としても、ある意味でそれを先導する、もしくは基本的な姿勢です。そういうのを国会批准を待たずして、また政策大綱とあって、これが国会批准終わったあとの、それぞれの農業者に対する補助政策、パワーアップ事業と言われてございますけれども、そういったものが出たあとの質疑もしくは協議はもちろん大事ですけれども、それより以前に、やはりまちとしての基本的なそれに対する危機感、もしくは反対姿勢、そういったものはとっていく必要があるのではないかと思います。それと併せた中で、先ほど言われました町民決起集会、実行委員会があった中で、活動の中身についても私もT P Pの本質からいけば非常に不透明な、本当に密室で協議が進められてきたときには、すでに大筋合意がされてしまったということなので、それに対する憤り、詳しい内容等について述べませんが、非常に本来の国会決議に反する大変な行為であるということですので。それを強引に押し切ろうとしている中身については、やはり私どもこの地域においては、第1

次産業を守る、地域を守る点については何らかのアクションを起こさなければならないんじゃないかと思うんです。そういう点について、先ほど町長から何とか絶対守るという言葉をいただいたんですが、併せて、その他にお考えがあれば第2回目の質問ということで、答弁をよろしく願います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。今回のTPPの大筋合意につきましては、ご承知のとおり関税の削減、併せて輸入枠の拡大ということが前提でございまして、このことが当町の基幹産業である第1次産業に及ぼす影響は大変大きなものがあるということで、そういう認識を持っております。ただ国民的な世論から申し上げますと、必ずしもTPPに反対が多いという状況ではないということから、国政段階においてもなかなか野党の皆さんも反対という大きな声を上げづらい状況にあるということでございます。ただ、我がまちにとりましては大変大きな影響があるということは、これは紛れもない事実であります。主要5品目に関しても、これ国会決議が守られたかどうかということについては、はなはだ疑問に感じる。議員と同じような理解をしているところでございます。国ではそうしたことから、特に重要5品目の関連につきましては、経営安定、安定供給のための備えということで、米につきましては輸入量に相当する量を政府が備蓄米として買い入れる。あるいは経営所得安定対策を着実に実施をする。また牛肉等、酪農畜産につきましてはマルキンを法制化するというようなことを、今回のTPPの関連政策大綱の中で延べているところでございますが、ただ残念ながら、その内容や予算の規模そして効果というものは、必ずしもここからは読み取れないということでございます。したがって私たちとしましては1番影響を受ける1次産業、関連団体と連携を密にしまして、この辺の情報の収集、そしてそれからの運動の展開の方向ということにつきまして十分協議をしながら、しっかりと当町の1次産業が安心して経営を持続できるように、これはしっかり考えて取り組んでいかなければならないと思っておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 3回目の再々質問は簡単に申し上げさせていただきます。今私第2問目で質問いたしましたのは、今言っている米の問題にして、ご存じのように産地直接支払制度が30年には廃止になる。それから買入制度も30年には廃止になって、すべて自主流通ということになると踏まえた、これはTPPに関連してはいないんですけども、やはり農家経済にとって、水田農家にとっては非常に由々しき問題であるというのはそうなんです。先ほど申しましたようにMA米のほかに、特別枠で更に輸入するとか、先ほど町長が言ってましたけども、畜産物に対しても段階的な関税撤廃と、関税が下がっていく。さっき言った野菜についても撤廃になってしまう。即時撤廃というものもございまして。そういったものについて、やはり非常に今、先ほど言ったようにまだ国会批准ができていない。また政策大綱に係る具体的な予算付けになっていないと言いつつも非常に事態だということは、農家自体、皆さんが認識してらっしゃるんです。それはもちろん大きな人数の中ですから、ある意味で攻めの農業に転じたTPP賛成の方がいるのも事実です。たしかに。けれどもこれが来た場合には、本当にいつも町長もしくは議会でも心配しているように、せたま町の基幹産業が損なわれる恐れがあると。それで、先ほど2問目の質問でちょっと言ったんですが、国会批准そ

れから政策大綱の中身が細かく出たら町長はアクションを起こしてくれるということで、情勢を考えた中で、その中である意味で町側でリーダーシップとった中でそれに先駆けた会合もしくは役員会とかといった中で、情報収集を図って何らかの動きをして、せたな町は一生懸命取り組んでいるんだという姿勢を皆さんに示してほしいし、また、かかる事態には即実行していただきたいと思うわけですが、その点についてだけお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。今回の関連政策大綱の中では、農業に関しましては、生産者の不安を払拭するということが柱になっております。しかしこの生産者の不安を払拭するための政策、あるいは攻めの農業に転換するための成長産業化に取り組む政策というものが、今一つはっきり読み取れないということになっております。攻めの農林水産業への転換でございますが、農林業者の将来への不安を払拭し経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲をあと押しする対策を集中的に実施するんだということで、これは積極的な取り組みに対しては、国も考えているということでございますが、こうした文書での対策に留まって具体的な事業等についてはまだ示されていません。そこで今回、農協にも確認をいたしました。実は、私も大変心配しているのは、1番影響を受ける農業の全農、全中が、実はTPPの交渉の合意については撤回しないという立場をとっていることであります。この中身については、もちろん意欲希望を持って農業に取り組めるよう、再生産可能となる政策、実効性のある政策の構築を求めているということのようではありますが、しかし、この国民的な世論に配慮をしたとはいえ、やはり私たちのような1次産業中心で成り立っている町村については、こういう甘いものではなかなか理解はできない立場にあるわけございまして、そういった意味ではもっともっと厳しく政府の政策の内容について、情報をつかんで関係団体と共有する必要があると思っております。そうしたことから議員おっしゃいましたこの1次産業の振興という部分については積極的に取り組んで、しかるべき状況に対応するという準備を進めなければならないということで考えております。しっかりその辺は受け止めさせていただいて対応してまいりたいということで、ご理解を願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ただ今から2時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

平澤等議員。

○9番（平澤 等君） それでは、ただ今議長から許可がございましたので2問目の質問を町長にお願いいたします。題目は、有害獣対策についてということで、これはクマとそれからシカまたその他、きつねいろいろ含めてございます。それから海のトド含めてです。

本町において今年も例外なく有害獣の出没が頻繁に確認されており、今金町では家畜の被害が報

告されてございます。せたな町では人畜に係る被害は幸いにして今のところございませんでしたが、水産業においては、トドによる漁網の大きな被害、それから農産業においては畑、これはビート畑やデントコーン畑、また地区によっては家庭菜園等においても大きな被害があったと報告されたと聞いてございます。地元猟友会の協力を得て有害獣の捕獲対策と農作物等の保護対策を行ってございますが、このことについて活動内容と今後の対策について3点お伺い申し上げます。

まず①本年の活動実績はまだ途中でございますけれども、どのようになっているのかが1点目でございます。②農作物の保護の手段として電気柵が極めて有効との情報があります。まちとして機器の導入に係る助成措置講じる姿勢があるか、ないかということでございます。③猟友会への協力依頼はもとよりでございますが、専門の捕獲ハンター数人、委任または養成してまちとして即時対応できるような姿勢をとっておく必要があるのではないかとということで、3点についてお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2つ目の平澤議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目の本年の活動実績ですが、本年度4月から11月末現在、町内においてヒグマ9頭、エゾシカ39頭を捕獲しているところでございます。なおトドにつきましては、これから冬場にかけて当町沿岸に来遊することからまだ捕獲実績はございません。昨年度は1頭を捕獲しております。

2点目の農作物の保護手段として、まちとして機器導入に係る助成措置についてですが、まちでは農協、漁協、猟友会など関係機関を構成員とした、せたな町鳥獣被害防止対策協議会を設置しております。協議会が中心となって、現在ある補助制度を活用しながら機器整備を行っており、要請のあった農業者に貸し出しを行っております。本年度については、農協を通じて要請のあった農業者に対して、協議会から電気柵の機器4台、そのほかに檜山振興局から6台の貸し出しを行っております。今年、電気柵を設置した農業者の話では非常に効果があると聞いていますので、今後、農協など関係機関と導入について協議していきたいと考えております。また、食害防止につきましては、電気柵の設置だけでなく農地周辺の笹刈りなども効果があると聞いていることから、各町内会との懇談会においても自分の財産は自分で守るという自己防衛の観点から食害対策を講じられるよう協力をお願いしているところであります。

3点目の専門のハンターを数人委任または養成についてですが、町では現在、檜山管内でも1番多い31名の方を有害鳥獣捕獲員として任命しており、これまでもヒグマやエゾシカを目撃情報を受けた場合は、直ちに現地確認を行い、猟友会と連携し見回りを強化したり、事故防止のため防災無線で熊の出没状況をお知らせするなど迅速な対応に努めており、今後さらに有害獣の積極的な捕獲を促進するため、捕獲報奨金の引き上げを検討していることから、専門ハンターの委任について、現時点では考えておりません。

次にハンターの養成であります。現在、町の猟友会に所属している銃及び罟の狩猟免許取得者は11月末で31名おりますが、平均年齢が58歳、65歳以上の方が8名、他のまちからみると随分若いと思うところもあるかもしれませんが、高齢化している現状であります。ハンターの養成は重要な課題であると認識しております。このため、まちでは平成25年度からハンター免許の取得経費について助成を行っており、この制度により新たに5名が免許を取得するなどハンターの育

成に大きな成果を上げていることから、この制度の積極的な活用に向けて更に周知を図って行きたいと考えております。それから現状トドの駆除についても猟友会にお願いしておりますが、漁業者のハンターが1人もいないという状況であります。このことから漁業者の免許取得についても積極的に呼びかけを行っていきたいと考えております。また現在の狩猟免許取得の助成の内容については、銃の免許取得のみを対象にしておりますが、今後は罟の免許取得も対象として制度の拡充を図って行きたいということで、有害獣対策については積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますことで、ご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。ただ今は町長から報告があったように本年の活動実績はクマが9頭、シカが39頭。去年より少ないけども頑張っているんだなということは私は認めたいと思いますし、また駆除、本当に動物愛護団体については、いろいろなさまざま意見があると思いますけども、私たちはやはり人命もしくは農作物を守るという点からしても、攻めるのではなくて、守るという意味での捕獲だということは理解していただいて強力に推進していただきたいと思うわけでございます。この点については今後また活動に期待するのでもございませぬけれども、先ほど町長の答弁の中で電気柵が有効であることは町長も認識していただいたようでございます。その中において私も近くに電気柵設置した方おまして、その方にも意見聞きましたけども、非常に効果があった。全然被害がないと。また電気柵しなかった場所は本当にめちゃくちゃにやられてしまったという報告を受けているので、この効果はすごいものがあるんだと思いました。その中において、やはり今町長が申しましたように自らは自らで守るといいながらも、電気柵ちょっと値段、いろいろピンからキリまであるそうなんですけども、調べてみたら結構高額なんです。安くても20万以上、ちょっといいものだったら30万、40万また長さによって違いますけども、今回の場合には振興局から借りてきたとか、またその関係機関から持ってきたらしいという話なんですけども、やはり今までの被害の内容からみると、どうしても山間部の畑を有してる方に被害が集中しているということなんです。そういう点考えた場合、シカの場合においてはやはりそういった意味では自らが電気柵の設置、今回は貸していただいたそうなんですけども、そういった面では、やはりまちとして、何らかの措置はしたほうがいいんじゃないかと思うんです。ただ全額とは言わないです。これはもちろん、まちも補助するし、当然JAにも協力してもらわないとならないし、本当に基本でございませぬけれども、自らですから農家の方もそれに対しては相応の負担をしていかなければならないけども、まちの基本的な応援する姿勢というのは示していただきたいと思うんです。そんなんで考えているということなので、その辺まではっきりいえないかもしれませんが、町長の範囲内で、例えば50%以内とか、3割以内とかということで出していただければ、それなりに予算も付くだろうと。今回、予算については新年度についてはある程度進んでると思うんですけども、そういった措置も含めてやっていただきたいと思いますので、その点について今の電気柵について伺います。

それからさっき言った猟友会の協力依頼はあれけども、ハンターの養成についてですけども、実は私、年か前に本当の平地でもしくは山でクマの足跡、もしくは糞が発見されて生々しいものがあったので、まちの担当の方にご案内、連絡したところすぐ職員きてくれたんです。でも職員何も

ないんです。まる腰っていったら失礼なんですけども、ただ来てくれて、そして藪の中に入っていかれてクマいるかいないか確認しに行ったので大丈夫かなっていう心配したんですけども、ちょっと声出していけばクマこないから大丈夫だと言っていたけども、できれば何か持っていればよかったと思ったんですけども、ただそういうことも考えた中で、私は猟友会の方それぞれ生業を持っているんです。皆さん。だからクマが居たといっても、例えば農家の方もしくはどこかに勤めている方は自分の仕事があった場合に、即来てくれという場合に対応できないんじゃないか。やはり近所でもあるんですけども、クマがいたぞって言ってから1時間たつとかなりの距離移動してしまって、どこに行っているかつかめないことがある。すごく移動距離が激しいので。だから通報があったら早い時点でその現場に急行し、その有害獣の駆除に当たるということが有効と思うんです。そういう意味で、生業に囚われない、即住民の情報に対応できる、居たぞって言った時点で即来てくれる。そういった方を要請しておくとは非常に町民の方も安心じゃないのかと思うんです。その点で専門のハンターの方をできれば委任っていうんですか、まちでお願いして、そのハンターの方にいつでも駆けつけてくれる方、そういう方を養成しておくとは町民の安心につながるのではないかと思います。その中で猟友会のメンバー、先ほど31名、そのほかに新しいハンターの方も加わったというけれども、この臨戦態勢をとれるそういうハンターの方がこの中で何人要請できるのか。もしくは先ほど町長申しましたけども、それに係る例えばクマとか、シカとかトドとか、そういう有害獣に係る報奨金制度は今あるんです。あるんですけども報償金の額が多いか少ないかということは、私、物差しございませんけども、ある意味でそういった生業を置いておいて、そのために有害鳥獣の駆除に当たってくる人たちに対するそういった見返りというんですか、そういったものもある程度のことをしておけばいいんじゃないかと思います。その点具体的なことを1点、2点申しましたけども、再度答弁お願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず一つ目の電気柵の導入に関してでございますが、これは鳥獣被害防止対策事業ということで、補助率2分の1で農協を中心に事業をやっているということでございます。それとあわせて、この中山間地域等直接支払制度の中でもこれに取り組むことができる。これは農業者の皆さん方のもちろん取り組みの合意ということが前提であります。この中でも交付金の範囲で計画を立てて、実施できるということでございます。したがって、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。また専門のハンターという話でございますが、せたな町は、実際ハンター31というお話させていただきました。今金につきましては15、乙部9、上ノ国15という数字から見ますと随分ハンターの数が多い状況にございます。その内訳も、農業者は1番多いんですが21、そのほか会社員、公務員、自営それから何もしていない方という、そういうことでございまして、かなり緊急時に対応できる体制には、ほかのまちから見るとなっていると思っておりますが、ただ今後、猟友会とも十分相談をさせていただきまして、その有事の際の迅速な出動体制についても協議をしてまいりたいと思っております。それから鳥獣に対する狩猟免許に関してでございますが、現在、狩猟につきましては免許の取得から銃を購入する費用も含めて、ほぼ100%支援をしている状況でございます。したがって、今回この罾も合わせて支援の対象いたしますので、どうぞ農業者もちろん漁業者も含めてであります。自分の財産を守るという観点

から積極的にこうした狩猟免許の取得をして、自らの畑を守っていただきたいと思っているところでございます。

そして報奨金の関係でございますが、現在シカにつきましては報奨金を出しておりません。クマについては、現在2万円を出しておりますが、それぞれこれを大幅に上げる予定にしております。そういうことで十分こういった有害鳥獣に対応してまいりたいと考えておりますので、ひとつ皆さん方にもご協力をお願いしたいということで、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 3回目の質問でございます。あまり長くならないように気をつけたいと思っております。町長前向きな考え方を示されました中で、電気柵については2分の1というのは、町の抛出でしょうか。それともトンネルでしょうかということが疑問ですけども、できればそういうことで前向きに、トンネルであれば町でもまたいくらかは上乘せしていただきたいということがございますので、その点についてちょっと触れていただきたいと思います。そしてまた自分たちも、自分たちというのは、農協の方にも申してますが、やはり先ほど話したとおり、自らは自らということなので、農協がいくら出せるか。あとは当然自己負担はあるということで、当然経営面積にもいろいろありますから、電気柵の長さですか、そういった点ではいろいろあるし、圃場もたくさんあるということなので、1件の家で一つも、二つも何個も用意しないとならないところもあるので、そういったことについては、やはりある程度前向きなことをしていただきたいということで、最低でも1戸に一つくらいは、かなりいい形でそういう措置を講じていただきたいという希望あります。それからもう一つ気になることがあるんですが、先ほど私水産物でトドの被害について、去年1頭ということですが、漁網における被害は非常に大きなものがあるんです。ただトドの場合にも岩場に乗っていると情報を聞いた時があるんですけども、非常に動きが早いためになかなか駆除するのも非常に難しいと聞いてました。だからその辺についても、先ほど私が言いましたように臨機応変にできるような提案、そういった事態に、きょうトドが上がっているという時に、そういう時には即出動できるような体制、これは猟友会と相談して、町長これから進めていくという答えいただきました。ただ、その中において、先ほど私が1番心配する、即時出れるという方の、そういう方についてしっかりと役割分担決めて、通報あった時点、例えば農協にあるか、それから役場の産振にあるか、もしくはどっかにそういう関係機関、警察にあるかというときに、その時にいましたと。例えば久遠の大成に行く峠でもクマの目撃情報あるけれども、通報あった時点で即時すぐ銃もって対応できるような姿勢をとっておかないと猟友会に誰か出てくださいということでは間に合わないもので、臨戦態勢を取れる。そういう姿勢をとっておいたほうが、ある意味でこれからの町民の安心安全を守るという点で有効なんです。だからこういう当番制でも結構ですけども、そういった体制をとって、まちとしても強力に体制を進めていくというそういう後ろ盾をしていただければ皆さん安心じゃないかと思えます。そういった点で、この2点について、再々でございますけども範囲内で答弁お願いいたします。

終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 電気柵についてでございますが、先ほど申し上げましたように、やり方に

よってはあまり農家の皆さんの負担をなく導入できると考えております。その方法は、先ほど申し上げましたように、有害鳥獣防止対策事業、これは2分の1補助率がございます。それともう一つは中山間地域等直接支払制度、これでこういったものを導入するというように決めていただければ当然これは、まちの予算もこの中に3分の1ですか入っておりますので、こういったものを使えるということでございます。そういった工夫をしていただければと思います。またトドにつきましては、これは非常に難しい揺れる船の上からトドを駆除するというので、普通のハンターではなかなか難しい状況があるようでございます。今回、専門に北海道内でトドの駆除をしている方がおられるようでございますので、そうした方に来ていただいて、この猟友会ハンターの指導などもしていただければと思っておりますし、また船の上からではなくて、陸上から撃てるように、これも簡単に陸上から撃つという状況には今のところなりません、これも道と十分相談をしながらそういったことが実現できるような形もこれから目指してまいりたいと思っておりますのでございます。また猟友会の皆さん方に、クマなどの出没があった時点では見回り等をしていただくことにしております。そうした部分での人件費についても、これはまちでも予算を持っておりまして。十分対応できる状況になっておりますし、また今年度も十分対応してきたということでございますので、そういった総合的に鳥獣対策、有害鳥獣対策については、しっかり対応できる体制になっていると。これからも更に充実をするように努めてまいりたいと思っておりますので、農家の皆さんにつきましても、そういった制度の中で自分たちができる部分につきましては、積極的に取り組んでいただけるように、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その1でございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に6,104万1,000円を追加し、補正後の予算総額を95億4,001万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、ふるさと応援寄附金に対してのふるさと納税報償費、各基金への積立金、産業担い手育成奨励金、米乾燥調整貯蔵施設増強補助金、檜山広域行政組合消防費負担金のほか、行政執行上、当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。

また事業完了に伴いまして、地方債の変更3件をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） はじめに起債の変更につきまして説明を申し上げます。議案書その1、5ページでございます。第2表地方債補正の変更でございます。町有施設等解体事業ほか記載の2つの事業につきましては事業完了による減額でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法などにつきましては変更はございません。

次に、お手元の平成27年度せたな町一般会計補正予算第9号補足資料で、補正予算の内容を説明いたします。お目通しをいただいていると思いますので、主な歳入、歳出につきまして説明をいたしますが、執行経費及び執行残の減額精査、並びに職員退職などによる人件費の減額精査につきましては、その内容の説明を省きますので、ご了承をいただきたくお願いを申し上げます。

歳出から説明をいたします。3ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,185万9,000円の追加でございます。議案書では12ページでございます。8節報償費ふるさと納税報償費300万円、これにつきましては年間1,800件と見込んでございます。12節役務費、通信運搬費160万円、手数料231万円につきましては、それぞれふるさと応援寄附に係るものでございまして、それぞれの追加をお願いするものであります。19節負担金補助及び交付金では、マイナンバー制度に係りましての中間サーバープラットフォーム利用負担金439万6,000円の追加をお願いするものでございます。6目基金管理費では1,032万円の追加でございます。ふるさと応援寄附金として寄附がございまして、このご意向に沿いまして、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。これは議案書では12ページからでございます。次に7目企画費244万2,000円の追加でございます。議案書では13ページでございます。19節負担金補助及び交付金で、北渡島檜山4町地域連携推進協議会負担金190万円をお願いするもので、八雲町、長万部町、今金町そしてせたな町が連携をいたしまして、食と観光分野のマーケティング戦略などに取り組むものでございます。

次に4ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では福祉灯油の助成につきましては、灯油単価が下がってございまして237万6,000円を減額するものでございます。議案書では15ページからとなっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では232万円の追加でございます。議案書では17ページでございます。インフルエンザワクチンが3価から4価になったことに伴いまして、値上となりましたのでインフルエンザ予防接種業務132万1,000円、インフルエンザ予防接種料金助成費88万2,000円をそれぞれお願いするものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費3,743万1,000円の追加でございます。議案書では18ページでございます。19節負担金補助及び交付金で環境保全型農業直接支払交付金事業補助金におきましては、国費分の計上がもれておりましたので、大変申しわけございませんが追加計上で251万3,000円をお願いするものであります。次にJA新はこだてが行う米色彩選別機等増設事業に対し、まちが上乘せ補助を行うため米乾燥調整貯蔵施設増強事業補助金として3,091万4,000円、それから新規就業者は1名Uターン等2名に対しまして、産業担い手事業を奨励金として400万円それぞれ追加をお願いするものであります。

次に5ページでございます。2項林業費、1目林業総務費、それと3項水産業費、2目水産業振興におきましてそれぞれ100万円の追加でございます。Uターン等1名、新学卒1名に対しまし

て、それぞれ産業担い手育成事業奨励金としてお願いをするものでございます。議案書では19ページでございます。

7款1項ともに商工費、1目商工振興費では700万円の追加でございます。魅力ある店舗づくり事業補助金で、記載のとおり4事業所に対しまして300万円、新学卒1名、Uターン等3名に対しまして産業担い手育成事業奨励金として400万円をお願いするものでございます。議案書では20ページでございます。

次に6ページでございます。8款土木費、3項河川費、1目河川維持費では北檜山区栄の雲内川護岸補修の修繕料として100万円をお願いするものでございます。議案書では22ページでございます。7項住宅費、1目住宅管理費では町営住宅の修繕料として300万円をお願いするものでございます。議案書では23ページでございます。

9款1項1目ともに消防費2,305万9,000円の追加でございます。議案書では23ページでございます。補正の内容につきましては別冊で配布してございます檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけますが、人件費の精査それからせたな消防署新築などに伴います備品の整備についてお願いをするものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費191万6,000円の追加でございます。議案書では24ページでございます。7節賃金で特別支援教育支援員配置増によりまして258万3,000円をお願いするものでございます。7ページでございます。3項中学校費、3目学校施設整備費148万6,000円の追加でございます。議案書では26ページでございます。大成、瀬棚両中学校の修繕料をお願いするものでございます。

これらに係る主な歳入でございますが、戻りまして1ページでございます。9款1項1目ともに地方交付税では、普通交付税1,256万8,000円の減額でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金439万6,000円の追加でございます。5目土木費国庫補助金では、事業採択によりまして除雪事業交付金2,340万円の追加をお願いするものであります。

14款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金456万3,000円の追加につきましては、基幹水利施設管理事業補助金198万円、環境保全型農業直接支払交付金事業補助金258万3,000円の追加でございます。

16款1項ともに寄附金、2目ふるさと応援寄附金は1,032万円の追加でございます。

次に17款繰入金、1項基金繰入金、3目担い手育成基金繰入金につきましては、産業担い手育成事業奨励金に充当するため1,000万円の追加をお願いするものでございます。

次に2ページでございます。同じく17款繰入金、1項基金繰入金、4目産業振興基金繰入金では3,391万4,000円の追加であります。魅力ある店舗づくり事業補助金に300万円、米乾燥調整貯蔵施設増強事業補助金に3,091万4,000円を充当するための繰入れをお願いするものでございます。

なお歳入につきましては、議案書その1の8ページから11ページまでであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,929万1,000円を追加し、総額を19億4,250万8,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、一般被保険者療養費国庫補助金等精算返還金などであります。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは37ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、職員手当等の精査により36万9,000円の減額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では補正額はございませんが、社会保険診療報酬支払基金から交付されます前期高齢者交付金の額が確定したことによる財源の振替え7万5,000円を行うものでございます。2目退職被保険者等療養給付費では、こちらも補正額はございませんが、前年度実績による支払基金からの交付金が追加したことによる財源の振替え147万7,000円を行うものでございます。3目一般被保険者療養費では100万円の追加で一般被保険者の療養費が見込みを上回っているための追加でございます。

次に38ページ、3款1項ともに後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金では26万5,000円の追加で本年度の支払基金への負担額が発生したことによる追加でございます。

4款1項ともに前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金では2万5,000円の追加、こち

らも同様に支払基金への負担額が発生したことによる追加でございます。

8款2項ともに保健事業費、2目疾病予防費では25万9,000円の追加、インフルエンザ予防接種料金の値上がりによる一般会計繰出金の追加でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還費では1,811万1,000円の追加、内容は前年度の特定健康診査負担金、療養給付費等負担金などに係ります国庫補助金の精算に伴い返還金が生じたので追加を行うものでございます。

これに対しての歳入ですが35ページをお開き願います。4款療養給付費交付金では147万7,000円の追加、支出の退職被保険者等療養給付費の実績による増額に伴い、支払基金から交付されます療養給付費交付金の増額でございます。

5款前期高齢者交付金では7万5,000円の減額、本年度の交付金確定による減額でございます。

6款道支出金では12万9,000円の追加、インフルエンザ予防接種費用の値上がりによる特別調整交付金の増額でございます。

9款繰入金、1目一般会計繰入金では23万9,000円の減額、人件費等の精査による一般会計繰入金の減額でございます。

36ページ、10款1項ともに繰越金、1目療養給付費交付金繰越金では1万円の減額、2目その他繰越金では1,800万9,000円の追加、支出の一般被保険者等療養費増額分と、前年度の国庫負担金等に係わる返還金を前年度繰越金から充当するための増額を行うものでございます。

以上の内容により国保会計歳入歳出補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第3号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総

額から67万5,000円を減額し、総額を1億3,324万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、電算システム保守管理業務委託費の減額精査、後期高齢者医療広域連合納付金確定による減額などであります。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案書の45ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では補正額はございませんが、前年度繰越金の増により一般会計繰入金から一般財源への2万円の財源の振替えを行うものでございます。2項1目ともに徴収費では26万3,000円の減額で、後期高齢者電算システム保守業務の執行残でございます。

2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金では41万2,000円の減額、内訳は平成27年度負担金の確定により事務費負担金で66万7,000円の減、保険料等負担金で25万5,000円の追加となります。

これに対する歳入ですが、44ページとなります。1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目保険料では65万7,000円の減額、現年度分保険料の収入見込み額と滞納繰越分保険料の確定による減額でございます。

3款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金では、17万5,000円の減額、内訳は広域連合事務費等繰入金で95万円の減額、保険基盤安定繰入金確定により77万5,000円の追加となります。

4款繰越金では前年度繰越金確定により15万7,000円の追加となります。

以上の内容により収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第4号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から4万9,000円を減額し、総額を10億6,096万8,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人件費の精査や緊急通報サービスの移行業務の追加などでありませ

す。内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは議案の50ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額15万1,000円の減額でございます。内容につきましては4節と19節で給与費等の精査によるものでございます。

次に3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額14万円の減額でございます。先ほどと同じく4節と19節で給与費等の精査によるものでございます。次に3目任意事業費、一般財源分24万2,000円の増額でございます。13節委託料で緊急通報サービスデータ移行業務であります。北海道健康づくり財団に第1通報が入っている大成区利用者個人のデータを平成28年4月から、せたな消防署に通報が入るよう登録移行するものであります。なお現在の利用件数は28件となっております。

これに対しての歳入ですが、上段に戻りまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金では10万2,000円の増額、3目その他一般会計繰入金では職員給与費繰入金15万1,000円の減額をお願いするものでございます。

ただ今説明しました内容により歳入歳出それぞれ4万9,000円を減額し、補正後予算総額を10億6,096万8,000円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大野議員。

○10番（大野一男君） 今の説明でもう一度お聞きしたいんですが、1番最後の緊急通報サービスデータ移行業務というのは、これは消防が云々というんですが、もうちょっとゆっくり、もうちょっと丁寧に説明いただけますか。

○議長（菅原義幸君） 丹羽課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 北檜山区と瀬棚区は消防に第1通報が入ることになっているんですが、大成区の場合は北海道健康づくり財団に第一報が入りまして、それで利用者からの内容を確

認いたしまして、消防に通報をつなげることで今まできたということになってございます。ちなみに瀬棚区の部分につきましては、今年度の当初予算でデータ移行の予算をもっておりまして、それも同時に進めていくことになってございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） これ119番の話なんでしょ。110番の話なの。

（「違う」と言う者あり）

○10番（大野一男君） 違うの。第一報というのは、何の第一報なんですか。もう一回お願いします。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 緊急通報サービス装置なんですけれども、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯等に通報システムを設置しまして、緊急時の安全確保を行うというものでございまして、その装置が、そういう世帯についてございまして、そのボタンを押して、北檜山、瀬棚ですと消防に入るんですが、大成の場合は今までは健康づくり財団に入っていたものを、消防に移すということになるということになってございます。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

○10番（大野一男君） はい、わかりました。

○議長（菅原義幸君） ほかにございせんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案原案のとおり可決されました。

ただ今から3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第5号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会

計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に73万9,000円を追加し、総額を4,226万3,000円とするものでございます。

その主な内容であります。介護職員処遇改善交付金、人件費の精査などです。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは議案の55ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費、補正額88万6,000円の増額でございます。内容につきましては、介護職員処遇改善加算交付金で、交付額の実績見込みにより運営を委託しておりますケアステーションせたなに交付するものでございます。次に3項1目ともに介護予防支援事業費、補正額14万7,000円の減額でございます。内容につきましては3節と4節で給与費等の精査によるものでございます。

これに対する歳入ですが、前の54ページに戻りまして、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目通所介護サービス事業収入で88万6,000円の増額。

次の2款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金では14万7,000円の減額をお願いするものです。

ただ今説明しました内容により歳入歳出それぞれ73万9,000円を増額し、補正後予算額総額を4,226万3,000円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 介護職員処遇改善交付金ですが、これは毎年申請時期同じだと思うんですが、昨年に比べて金額がどうなっているか。あと今後に向けてどういうふうに交付金制度が国の考えとして、情報としてつかんでるか、そこをお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 介護職員処遇改善加算ですけれど、昨年度につきましては所定単位数に1.9%を乗じた単位数で算出するわけですが、今年度については所定単位数に4.0%を乗じた単位数ということで、パーセンテージが上がっております。金額的なものが手持ちにありませんので、パーセンテージ的には上がっているということで、ご理解願いたいと思います。

今後、国のほうで介護保険のその部分を減らしてきているということでございますけれども、いかんせん国のシステムでございますので、上がるかどうかというのは国の動向を見ないと何とも言えないかと思われま。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 参考までに町内でその1事業所が、この交付金を受けてなかったんですけど、ことしもそれイエスかノーで言っていて結構なんですか。相変わらずというか、ことしもない、交付金を申請することがなかったんでしょうか。そこだけ確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 去年もその関係でご質問があったかと思うんですけども、1事業所は受けていないということでございましたけども、今後、受ける見込みで進めたいということでお話を伺ってございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 国の事業なんでいろいろ毎年のように変わってきてますし、担当課長も苦慮されている中で、受けてなかった事業所が、まあそういうふうにする方向だということで、情報として掴んであるのであれば、お手伝いなり、うまいことその交付を受けて、介護に携わる職員が大変な仕事に従事できるように、ぜひお手伝いをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 介護職員につきましては、報道等でもご存じのとおり、なかなか手がないとか、離職率が高いという大変な職業でございますので、ぜひともそういった方々に優遇措置が当たるように、今後とも指導してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第6号 平成27年度せたな町簡易水道事業等特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の

総額に229万4,000円を追加し、総額を6億924万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、北檜山区徳島ポンプ場取水流量計取工事の追加のほか、事業完了により工事費の精査減額であります。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） それでは議案書その1、60ページでございます。下段の歳出からご説明いたします。2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費で補正額297万円の増でございます。これにつきましては、15節工事請負費で各工事費の入札残の精査と徳島ポンプ場取水流量計取替工事に係る増額でございます。内容につきましては、当該施設は北檜山市街地に水道水を供給しており、9月からの落雷等による故障から都度修理しておりましたが、11月の落雷の影響で修理が不可能で交換が必要となったことから、今回補正をお願いするものであります。なお、当流量計については平成14年度に設置されて13年が経過しており、標準耐用年数の10年を超えております。次に2目簡易水道事業費で補正額67万6,000円の減でございます。これにつきましては、15節工事請負額の入札残の精査でございます。

次に上段の歳入でございます。2款資本的収入、2項繰越金、1目繰越金、補正額229万4,000円の増でございます。これにつきましては前年度繰越金の増でございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ229万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を6億924万円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明終了です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第7号 平成27年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、収益的収支の支出では、国保病院大成、瀬棚両療診療所におきまして、それぞれ人件費の精査であります。また資本的収支では、大成診療所外構工事、車庫新築工事の完了に伴う工事費の精査であります。

内容につきましては病院事務局長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林安晴君） それでは68ページお開き願います。せたな町立国保病院収益的支出です。1款1項1目給与費5,295万7,000円の減額です。人事異動等に伴う給与費の精査のほか、当初見込んだ常勤医師の数の減、並びに常勤医師が6月末に退職したということがあります。4節ですけれども、賃金では2名分の臨時医師賃金1,510万円の補正をお願いしております。6節報酬では嘱託医師報酬で125万円の増額をお願いするものであります。

これに対する収入ですけれども67ページをお開き願います。外来収益です。1款1項2目外来収益です。5,295万7,000円を減額し、収支の均衡を図っております。

続きまして71ページをお開き願います。瀬棚診療所分の収益的支出です。2款1項1目給与費、人事異動等に伴う人件費の精査26万6,000円を増額しております。

これに対する収入ですが70ページになります。2款1項1目外来収益26万6,000円を増額し、収支の均衡を図ったものであります。

次に73ページお開き願います。大成診療所分の収益的支出です。3款1項1目給与費、人事異動に伴う人件費の精査ということで820万2,000円減額です。

74ページになります。3目経費ですが105万1,000円の増額、10節の修繕費では、錠剤分包機制御用パソコン修理27万、15節手数料では低濃度PCB廃棄物処置等手数料78万1,000円の増額としております。この低濃度PCBの関係ですけれども、大成診療所解体に伴いまして高圧キュービクルも解体したわけですが、その高圧トランス内に絶縁油というのがあります。これがPCBが含有しているということで、低濃度PCB廃棄物に該当していることから処理認定専門業者に見ていただきまして、この業者に対して運搬と処理について補正をお願いするものであります。

これに対する収入ですが72ページになります。3款1項1目外来収益715万1,000円を減額し、収支の均衡を図ったものであります。

次に75ページをお開きください。資本的支出です。3款1項1目診療所改築事業費で、診療所外構工事、車庫新築工事の精査分115万2,000円の減額です。

これに対する収入ですが上になります。3款1項1目他会計出資金115万2,000円を減額し、収支の均衡を図ったものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第8号 せたな町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2でございます。せたな町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議たまりますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。
西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは議案第8号の内容についてご説明いたします。議案の2ページをお開き願いたいと思います、この説明に入ります前に、本条例は本年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等移譲等に関する法律、いわゆる番号法と呼ばれている法律ですが、これが施行されまして、個人番号法の利用に関する規程というものが、来年の1月1日から施行されることに伴い、番号法で定められている事務のほかに、町が独自に行う事業において、個人番号の利用や特定個人情報の利用、又は提供が必要となる事務につきまして条例で規定する必要があることから、本条例を制定するものでございます。

それでは2ページの条例案についてご説明申し上げます。まず第1条では、趣旨につきまして、この条例は行政手続におけるは特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第9条第

2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9項に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとするという規定になってございます。

次に第2条では、定義につきましてこの条例で定めるものでございます。

次に第3条では、町の責務につきまして、個人番号法の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするという規定を設けております。

続きまして第4条でございますが、第4条は個人番号の利用範囲について規定したものでございまして、まず第1項では、隣の3ページに別表第1と第2という表がございまして、これらに指定されております乳幼児等に係る医療費の助成に関する事務、それから二つ目としましては重度心身障害者又はひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務、三つ目といたしましては、就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務、これらにつきまして個人番号の独自利用を行う事務の規定を定めているものでございます。次2項につきましては、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内での情報の連携について規定をしているものでございます。続きまして第3項の2ページの1番下になりますが、こちらにつきましては、番号法の別表2に定められている法定利用事務の処理のための庁内での情報連携について規定をしているものでございまして、ただし情報提供ネットワークシステムから特定個人情報の提供が受けられる場合には、庁内連携はしないことという規定を設けているものでございます。

3ページの方に移ります。第4項につきましては、条例で規定する事務におきまして情報連携により特定個人情報の利用ができる場合、ほかの条例などの規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすということの規定したものでございます。

続きまして、第5条特定個人情報の提供ということにつきましては、次の4ページに別表第3がございまして、番号法の第19条第9号の規定によりまして、町長と教育委員会との間において、特定個人情報の提供ができるものという内容を記載しているものでございます。最後第6条になりますが、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるという規定になってございます。附則といたしまして4ページの下段になりますが、この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日のから施行するというもので、先ほど申し上げましたが平成28年1月1日からの施行となる旨を謳っているものでございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、議案第9号 せたな町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成27年3月31日付けで専決処分した、せたな町税条例の一部を改正する条例について、地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、当面納税通知書等に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に定める個人番号等を記載しないこととされたため、平成28年1月1日から施行する改正条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

横川税務課長。

○税務課長(横川 忍君) それでは今回の条例改正の経緯及び内容について説明させていただきます。議案書その2、6ページから9ページでございます。改正条例の一部改正という条例で改正文及び新旧対照表が非常にわかりにくい記載となっておりますことをご了承いただきたいと思っております。今回の改正につきましては、マイナンバー制度導入に向けての地方税分野における個人番号及び法人番号の利用についての内容が、番号制度の準備状況、地方団体の意見等を踏まえて改正されましたことに伴い、その改正に係る地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成27年9月30日に公布され、同28年1月1日から施行されることになりましたことから、前回、町税条例の一部を改正した条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の内容は次の4点でございます。まず1点目は、納税通知書には個人番号、法人番号は当面記載しないこととされたこと。2点目としては、自動車における申告書、報告書には個人番号、法人番号を当面記載しないこと。3点目は、更正決定通知書には、個人番号、法人番号を記載しないこととしたこと。そして最後は、納付書、納入書には個人番号、法人番号を原則記載しないこととされたこととさせていただきます。施行期日は公布の日、説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、議案第10号 せたな町児童館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町児童館条例の一部を改正する条例についてでございますが、大成児童館の老朽化により施設を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議たまりますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

堂端大成総合支所長。

○大成総合支所長(堂端重雄君) それでは13ページをお開きいただきたいと思います。せたな町児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。まず最初に、改正前の第2条でございますが、名称及び位置これは現在児童館につきましては、大成と瀬棚、児童館2施設ございますが、その大成児童館を削除するものでございます。その下の別表第7条関係につきましては、これは児童館の使用料の関係でございますので、それらも関連して削除する内容になってございます。

次のページ14ページでございますが、改正後につきましては附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上のとおりでございますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第11号 せたな町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） せたな町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行により道路占用料が改正され、国に準じた道路占用料に改めるため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長に説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） それでは議案書その2、19ページからの新旧対照表により説明させていただきます。当条例に係る占用料につきましては、合併時に統一を図り、それ以降変更しておりませんでした。今回道路法第39条に係わる施行令第19条の改正により、それに準じて町の占用料徴収条例の一部改正をお願いいたします。内容につきましては、道路占用料に係る別表の第2条、第4条関係に係る下線を引いた箇所についてであります。表の左側です。改正後の表です。占有物件については、今回の改正で道路法32条とそれに係る政令第7条で種別化されております。それでは順次説明いたします。改正後です。法第32条第1項第1号に掲げる工作物であります。これにつきましては、電柱、電線、変圧搭、郵便差出箱、公衆電話所、広告搭、その他これらに類する工作物が該当いたします。改正前には、専用物件であります電柱、年1本あたり770円が、改正後では第1種から第3種に種別され、当町に該当する第1種、第2種の占用料を設け、1本につき1年、第1種電柱310円、第2種電柱480円と改正いたしました。その違いにつきましては、第1種電柱は、架設されている電線が3本以下となります。当町では瀬棚区、北檜山区の電柱が該当いたします。第2種電柱につきましては、架設されている電線が4本から5本となり、大成区の電柱が該当いたします。次に電話柱につきましても、改正後では架設されている電話線の数に応じた第1種から第3種に種別され、当町におきましても将来も該当するであろう電話線が3本以下の第1種電話柱について占用料を設け、1本につき1年690円を280円に改正いたします。次にその他の柱類につきましては、1本につき1年53円を28円に改正いたします。次の占有物件については新規となります。共架電線、その他上空に設ける線類、地下に設ける電線、その他の線類につきましては、長さ1メートルにつき1年それぞれ3円と2円といたします。次に広告塔ですが、表示面積1平方メートルにつき、1年1,100円を760円に改正いたします。次にその他のものにつきましては、改正前の送電塔などが該当しますが、専用面積1平方メートルにつき、1年560円といたします。

次に法第32条第1項第2号に掲げる物件であります。これにつきましては水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件が該当し、改正前には地下埋設物として扱っていた物件です。占用物件の種別については改正ございません。単位については全部、長さ1メートルにつき1年であります。外径が0.2メートル未満のもの71円が34円、外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの140円が67円、外径が0.4メートル以上1メートル未満のものが360円が170円、外径が1メートル以上のもの710円が340円とそれぞれ改正いたします。

次に法第32条第1項第6号に掲げる施設であります。これにつきましては露店、商品置き場、その他これに類する施設が該当いたします。占用物件です。祭礼、縁日、その他の催しに際し、一時的に設けるもの。占用面積1平方メートルにつき1日11円を8円に改正いたします。次にその他のものとして、占用面積1平方メートルにつき、一月110円を76円に改正いたします。

次に19ページと20ページの跨ぎになりますが、政令第7条第1号に掲げる物件であります。これにつきましては、看板、標識、旗竿、幕及びアーチ等が該当いたします。専用物件の看板であります。なおこれにつきましては、アーチであることを除きます。一時的に設けるもの、表示面積1平方メートルにつき、一月76円といたします。また20ページですが、その他のものとして表示面積1平方メートルにつき、1年760円といたします。次に標識です。1本につき1年450円といたします。次に旗竿です。祭礼、縁日、その他の催しに際し、一時的に設けるもの1本につき1日8円といたします。次にその他のものにつきましては、1本につき、一月76円といたします。次に幕です。これは政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除きます。祭礼、縁日、その他の催しに際し一時的に設けるもの。その面積1平方メートルにつき、1日8円といたします。次にその他のものにつきましては、その面積1平方メートルにつき、一月76円といたします。次にアーチです。車道を横断するものにつきましては、1基につき、一月76円といたします。次にその他のものにつきましては1基につき、一月380円といたします。次は新規となる政令第7条第2号に掲げる工作物であります。これにつきましては、太陽光発電設備や風力発電設備が該当いたします。占用面積1平方メートルにつき、1年560円といたします。

次に政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料であります。これにつきましては工事用の板囲い、足場、詰所、その他の工事用施設及び土石、竹木、河原、その他の工事用材料等が該当いたします。占用面積1平方メートルにつき、一月110円を76円に改正いたします。

次に20ページ、21ページ跨ぎですが、新規となる政令第7条第9号に掲げる施設であります。これにつきましては、当町では余り該当ございませんが、トンネルの上又は高架の道路の路面に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、ひろば、公園、運動場、その他これらに類する施設が該当といたします。建築物につきましては、占用面積1平方メートルにつき、1年Aに0.02を乗じて得た額。その他のものについては、占用面積1平方メートルにつき1年Aに0.014を乗じて得た額となります。また表の下に記載されている備考につきましては、備考1から6につきましては、改正がありませんことから略とさせていただき、備考7としてAは近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存じない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要

素が類似した土地)の時価を表すものとするに改定いたします。これについては平たく言いますと、評価額と考えていただければいいかと思えます。改正前の備考7を8と改正いたします。なお附則としてこの条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 請願第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第17、請願第1号 TPP交渉大筋合意に対する請願書についてを議題といたします。

紹介議員からの説明を求めます。

江上恭司議員。

○3番(江上恭司君) それではTPP交渉大筋合意に対する請願、これは新はこだて農業協同組合代表理事組合長、畠山良一さんから出たものであります。請願の理由、日本政府は本年10月5日米国アトランタで開催された閣僚合意においてTPP環太平洋連携協定に交渉に関して、大筋合意に至ったと宣言しました。しかしその内容を見てみますと、全体の8割が即時あるいは段階的に関税撤廃になり、また国会決議にもある聖域とされた5品目についても、その3割が関税撤廃になるなど我が国において、農畜産市場が開放される方向が示された。TPP交渉については、守秘義務を盾に情報を開示せず、国民の論議も一切ないまま大筋合意に至った。更に合意の内容も小出しにして全体が明らかにならない。また地域の基幹産業である農業や地域経済が直接、間接的にどのように影響を受けるか見えず、我々は大きな不安と不信、怒りをいだいてる。つきましては将来にわたって生産者が意欲と希望を持って、営農が継続できる地域経済、社会および道民の命と暮らしがTPPに脅かされることない対応を政府に求めていただく、下記趣旨を踏まえた意見書の提出を請願します。

請願の要旨、1 TPP交渉の大筋合意の内容と影響、さらには国会決議との整合性について説明責任を果たすこと。二つ目として、生産者の不安を払拭し、将来にわたって意欲と希望を持てる農業に取り組む。規模の大小や法人の経営、家族経営を問わず、確実に再生産可能となる政策を構築

すること。三つ目として、北海道550万人とともに、我が国の食料安全保障や食の安全安心、必要性、農村の果たす多面的な機能を含めた農業理解促進活動を展開し、国産農畜産物に対する指示と信頼を高める実効性ある対策を創設すること。

以上、平成27年11月30日に来た請願です。

よろしくご審議お願いしております。

○議長（菅原義幸君） お諮りします。本請願は会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいまの説明に対する質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本請願について、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択されました。

◎日程第18 意見書案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、意見書案第1号 TPP協定交渉の大筋合意に対する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 10月30日のTPPシンポジウムにおきましては、議員各位をはじめ、多くの町職員、また多くの町民等のご理解いただき無事実行することができました。まずもって心より感謝を申し上げる次第でございます。これらを踏まえ、また先ほどの請願とも踏まえた上で次の意見書を関係機関に提出したいと思います。議員各位の絶大なるご支持よろしくお願い申し上げます。

それでは内容について説明させていただきます。TPP協定交渉の大筋合意に関する意見書。次の意見書を会議規則第13条第1項及び2項の規定により提出いたします。提出先は内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣、TPP担当国務大臣以上でございます。

TPP協定交渉の大筋合意に対する意見書案、平成27年10月5日、参加12カ国によるTPP協定交渉が大筋で合意に達したとされております。TPP協定交渉については、本道及び本町の

基幹産業である農林水産業に重大な影響を及ぼすことが懸念され、農業者や道民及び町民の不安が強いことから、本町議会においては衆参両院の農林水産委員会の決議を遵守するよう強く求めてきたところでございます。

今般の合意においては、聖域としてきた農産物重要5品目について関税撤廃を原則とする交渉の中で、例外を数多く確保したとの政府見解が示されているが、牛肉や豚肉の関税を大幅に削減するなど、明らかに国会決議に反するものであり、本道及び本町農林水産業の根幹を揺るがしかねないものであると思います。このため、農業者、関係団体等をはじめ、広く町民からT P P協定の合意が農林水産業はもとより、関連産業へ甚大な影響を及ぼすのではないかという不安と懸念の声が高まっている。よって国におかれましては、T P P協定の地方経済、社会に与える多大な影響と地方の悲痛な声を十分に踏まえ、特に下記の事項について誠実に対応するよう強く求め要望するものでございます。

1、国会決議に反するT P P協定大筋合意を撤回すること。2、生産者の不安を払拭し、将来にわたり意欲と希望を持って農林水産業に取り組めるよう、規模の大小や法人経営、家族経営を問わず、確実に再生産可能となる政策を構築することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。どうぞ賛同のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(「よし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第19 発議第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第19、発議第1号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第20 発議第2号

- 議長（菅原義幸君） 日程第20、発議第2号 議員の派遣を議題といたします。
提案理由、質疑、討論を省略し採決いたします。
議案書に記載されている研修会に議員を派遣いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって本件は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時30分

- 議長（菅原義幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
皆さんにお諮りします。ただ今町長から議案第12号として平成27年度せたな町一般会計補正
予算第10号の追加提案がありました。この案件を日程に追加し、議題にしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、町長から提出のありました議案第12号を日程に追加し、
議題にすることに決しました。

◎追加日程1の1 諸般の報告

- 議長（菅原義幸君） 追加1の日程第1、諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎追加日程1の2 議案第12号

- 議長（菅原義幸君） 追加1の日程第2、議案第12号 平成27年度せたな町一般会計補正予
算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

- 副町長（高野利廣君） ただ今追加提案いたしました補正予算につきましては、現在の歳入歳出
予算の総額に2,062万9,000円を追加し、補正後の予算総額を95億6,064万4,0
00円とするものでございます。

その内容でございますが、ふるさと応援寄附金に対してのふるさと納税報奨費、各基金への積立
金などについて補正をお願いするものでございます。本件については、既に補正予算議決をいただ
いているところでございますが、12月に入りまして予想を相当上回る寄附金がございまして、今
後において予算執行に支障を来すことから追加の補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） この度の追加提案をいたします平成27年度せたな町一般会計補正予算第10号の内容説明の前に、ふるさと納税寄附金に対します経過状況につきまして簡略にご説明を申し上げます。当初予算では初めての取り組みということもありまして、歳出において、ふるさと納税報償費10万円、通信運搬費2万円、同じく手数料2万円を計上し、歳入であるふるさと応援寄附金につきましては、実績をもって補正で対応することとシスタートいたしました。その後、歳入のふるさと応援寄附金につきましては実績により、それから歳出の基金積立金につきましても、実績により、ふるさと納税報償費などにつきましては、推計により4回の予算補正をお願い申し上げます。議決いただきました補正予算第9号につきましては11月13日を取りまとめ期日として提案をしたところでございます。その後12月に入りまして1週間で400件という予想をはるかに超える寄附申し込みがございまして、この要因につきましては、出身地であるふるさとの応援、ふるさと納税が広くPRされたこと。年内にふるさと応援寄附をいたしますと年明けの確定申告におきまして、税控除が受けれることができることのほか、さまざまな要因があると思われまゝ。以上が、これまでの経過状況でございます。

それでは補正予算の内容についてご説明をいたします。議案書その4、5ページでございます。歳出から説明をいたします。1目一般管理費ではふるさと納税報償費400万円の追加でございます。寄附件数2,800件と見込んでございます。12節役務費では通信運搬費80万円、手数料130万円の追加でございまして、ふるさと応援寄附金返礼品送料及び納税仲介業者委託業者への手数料でございまして、6目基金管理費では1,452万9,000円の追加で、それぞれ記載の基金に積み立てをするものでございます。

続きまして歳入について説明をいたします。4ページでございます。9款1項1目ともに地方交付税では普通交付税610万円の追加でございます。16款1目ともに寄附金、2目ふるさと応援寄附金で1,452万9,000円の追加でございます。これまでは実績により計上しておりましたが、年度末の3月まで推計し年間2,800万円と見込んだところであります。全額が基金への積み立てとなります。ご寄附をいただいたご意向によりましては、基金間などに増減があるほか、ふるさと応援寄附金につきましては、初めての取り組みでございます。このような追加提案になった状況をご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

熊野議員。

○副議長（熊野主税君） 先ほど補正したのにまた補正かと、お叱りをしたいところですが、大変いい傾向だと思ってうれしく私たちも思っております。いろんな市町村でこの取り組みをしまして、ちょっと過剰ぎみなのかという気もいたしますが、これも我がまちの生産品をほかの方面に発

信する手段だとすれば、ある意味、一生懸命これからも乗り遅れることなく取り組んでいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 答弁よろしいですか。

○副議長（熊野主税君） ください。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成27年第4回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年1月12日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 江 上 恭 司

署 名 議 員 本 多 浩